

## 平成21年第4回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成21年6月9日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブルテレビ 放送センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開会 午前10時00分

#### 議長あいさつ

議長（小川洋一君） おはようございます。着席願います。

一言ごあいさつ申し上げます。

6月に入りまして、きょうからのクールビズということになっております。何か私もネクタイをしないとちょっと寂しいかなという思いがしております。何かきちっとしていない、何かだらしがないという感じは受けておりますけれども、やっぱりそれはそれでまたネクタイの色を気にしないでいいのかなというのもあります。

ことしはインフルエンザがはやりまして、きょうあたりもまた向こうのほうで出ているという話も聞いておりますが、何か余りにも大騒ぎし過ぎかなという感じがいたします。ここに来て少し落ち着いたかなという感じがいたします。聞くところによると、大体今がちょうど入梅に入る時期かなということで、ちょっとことしはおくれている。やっぱり温暖化のせいもあるのかなと思っております。

今議会は2日間でございますが、精いっぱいよりよい活発な意見が出るようお願いしたいと思います。

簡単でございますが、あいさつといたします。

#### 開会の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回那珂川町議会定例会を開会いたします。

#### 開議の宣告

議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

### 会議録署名議員の指名

議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、鈴木和江さん、及び12番、石田彬良君を指名いたします。

### 会期の決定

議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から10日までの2日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から10日までの2日間とすることに決定いたしました。

### 諸般の報告

議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成21年第4回定例会、議長諸般の報告を行います。

前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりであります。4月25日に3年間の歳月をかけて整備してきたケーブルテレビ高度化事業の竣工式がとり行われ、多くの町民の皆様とともに完成を祝いました。那珂川町の新しいまちづくりの核ともなる施設が整備されたわけですが、今後、さらに加入率の向上に努められ、多くの町民に愛されるテレビとなるように大いに期待するところであります。このケーブルテレビが全町域に整備されたことにより、今期定例会から議会の中継放送を本格的に実施することになります。町民の皆様にとっては、わざわざ傍聴に足を運ばなくても、お茶の間で議会の様子を見ることができるようになり、開かれた議会が推進されることをうれしく感じているところであります。

多くの町民の皆様はケーブルテレビの生中継をごらんいただき、議会への関心を高めていただくとともに、ご意見やご提言をいただき、議会運営の資質の向上につながればと強く感じております。

次に、5月20日には、イノシシ肉加工施設の竣工式がとり行われ、議員全員が出席して完成を祝ったわけですが、情報の伝達とは早いもので、2日後の22日には、岡山県浅口市議会の政務調査で加工施設の調査に参りました。はるばる岡山県から調査に来られたわけです。年間200頭ほどの駆除をしても、農作物の被害がおさまらないとのことであり、全国ではイノシシによる農作物の被害対策、イノシシの駆除と処理に苦慮している市町村が多いことを改めて痛感いたしました。

現在順調に稼働しているとのことであり、今後イノシシ肉が那珂川町の特産品として広く知られるよう、大々的にPRを図っていただくよう執行部にお願いいたします。

さて、町議会では、地方自治法の一部改正などに伴いまして、議会の改革に鋭意取り組んでいるところであります。これまでの規則の改正や町議会独自の先例集の制定、全員協議会の運営、その他必要な事項の定めなどを制定いたしました。

また、5月21日に開催いたしました全員協議会では、議会運営に関する基準を一部改正いたしました。今回の改正は議会の報告事件の追加、全員協議会の運営などの改正でありまして、改正後の基準は文書をもって執行部に通知いたしてありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議会運営の改革の一環として、一般質問のあり方について、調査、検討してまいりましたが、前期定例会から試行として、1回目は総括質問が、2回目からは一問一答方式を行っております。また、1人の所要時間は質問と答弁を合わせて60分とすることになりました。

今期定例会でもこの方式をとりますが、質問者、答弁者、いずれの側もなれないうちは円滑な問答が難しいことも考えられますので、お互いに配慮しながら一問一答方式が定着するよう、ご協力をお願いいたします。

以上、主な事項について述べまして、諸般の報告といたします。

### 行政報告

議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 平成21年第4回那珂川町定例会行政報告を申し上げます。

皆様には、第4回定例会にご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

ただいまより3月定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

初めに、5月22日に開催されました市町村長会議の協議事項の概略について報告をいたします。

県から提出されました協議事項の第1点目は、とちぎ未来開拓プログラムについてであります。栃木県では、今後毎年度300億円を超える財源不足が見込まれ、このままでは財政再建団体に転落するとの強い危機感から、収支の均衡した財政基盤の確立を目指し、ゼロベースの視点に立ち、事業の廃止や見直しを進め、平成25年までに約370億円の収支改善を目標とする「とちぎ未来開拓プログラム」を策定をしました。

その主な取り組みは、組織体制のスリム化・職員数の削減等の内部努力の徹底、資産の有効活用、新たな歳入確保等の歳入の確保、事務事業の見直し・公共事業等の見直しなどによる行政経費の削減、地方分権の推進・地方税財源の充実強化等の国への働きかけが挙げられております。

県の厳しい状況は理解するものでありますが、町といたしましては、県施設の廃止や市町村への移管、公共事業費の削減、補助対象事業の削減等により、町への影響も予想されますので、影響額を試算し、9月を目途とする本計画策定まで、市町村長会議等でさらに協議を重ねることとしております。

2点目は、県単医療費助成制度の見直しについてであります。県単医療費助成のうち、子供医療費助成の対象年齢を小学6年生まで拡大する方向で検討を進めることとし、また本制度を持続可能な制度としていくための方策を検討するとして、所得制限の導入を掲げております。

その他、アンテナショップの設置や安全・安心なとちぎづくりについての協議と、第2期地方分権改革における県から市町への権限移譲に関する基本方針が報告されましたが、これらに関する詳細や協議の状況につきましては、今後時宜を得て、さらに議会に報告してまいりたいと思います。

続きまして、栃木県消防広域化協議会設立総会について報告いたします。

5月22日、栃木県消防広域化協議会設立総会が開催され、規約等が決定をされました。本協議会は各市町の長をもって構成し、県で1消防本部とする消防広域化に関する調査研究、基本的事項、将来ビジョンの策定に関する事項等について、平成24年度末の広域消防の新団体発足を目指し、協議をしていくものであります。

次に、イノシシ肉加工施設の状況について報告いたします。

5月20日にとり行いました竣工式には、議員の皆様のご出席をいただき、盛大に挙行できましたこと、まずもお礼を申し上げます。

加工施設におけるこれまでの処理頭数は、4月10日に1頭目を加工し、6月8日現在までに21頭のイノシシを加工いたしました。この肉は、現在道の駅ばとう、手づくりハム工場で販売をしており、また地元温泉旅館街への販売促進や、一部個人の購入希望者に販売するなど、運営開始から2カ月ではありますが、順調な滑り出しをしたと考えております。

今後とも特産品としてのアピール、販路拡大を図ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、東部地区3小学校統合についてであります。東部地区3小学校の統合につきましては、3月の定例会において、3小学校を平成22年3月31日をもって閉校し、4月1日新小学校を開校、その新統合校に大内小学校を使用することで報告申し上げたところです。

新校の開校までには、小学校の閉校と新たな統合小学校の新設に伴う校名の選考や子供たちの通学対策、さらには閉校記念事業の実施など、さまざまな準備が必要となります。

このたび、これらの統廃合の準備を円滑に進めるため、行政区、PTA及び学校の関係者を構成員とする東部3小学校統廃合準備委員会を設置いたしました。その第1回の会議を5月28日に開催し、統合校区の地域住民の方々を対象に、統合校の名称の募集を開始するな

ど、統廃合への準備がスタートいたしましたので、報告いたします。

本日の報告事項は以上4項目であります。4月以降、区長連絡協議会や文化協会、シルバー人材センターなど多くの団体の総会が開催されましたが、私は、できる限りこれらの総会に出席してまいりましたが、そこで感じたことは、各団体が合併により組織や活動範囲、活動内容がより拡大・充実し、活性化していることであります。

町民の一体化が進み、合併の効果として、まとまりのある町民参加のまちづくりが推進されてきた感じを強くしたところであります。これも議会を初め、町民各位のご協力によるものと感謝申し上げる次第であります。

終わりに、本定例会は2件の報告と、人権擁護委員の推薦意見についてや、平成21年度補正予算など5議案を提出しておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

議長（小川洋一君） 以上で行政報告が終わりました。

#### 一般質問

議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

橋 本 操 君

議長（小川洋一君） 10番、橋本 操君の質問を許可いたします。

橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 皆さん、改めましておはようございます。10番、橋本 操、通告書に基づきまして一般質問を行います。

1番目の那珂川町の総合振興計画についてお伺いをいたします。

平成18年に那珂川町総合振興計画が策定され、第7章にわたり公表されました。その中で財政改革推進計画期間5年間で総額約26億円の改革効果を見込み、財務体質の改善を図っているが、どのような効果が見られたのか。町民の期待は大なるものがあると思われま



す。ですが、今、我が国は世界同時不況の中で、100年に一度、戦後最悪の不況と言われているところがございます。このような中で、計画の変更もやむを得ないようなところもあるのではないかとと思われます。

そこで、第1章から第7章の計画の進捗状況と効果をお伺いいたします。

(1) 第1章、安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくりについて。

(2) 第2章、笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり。

(3) 第3章、人を育て未来を拓くまちづくり。

(4) 第4章、人がにぎわい活力あるまちづくり。

(5) 第5章、豊かな自然と共生するまちづくり。

(6) 第6章、改革への道(行革の状況)。

(7) 第7章、重点プロジェクト。

以上、第1章から7章についての進捗状況をお伺いをいたします。

続きまして、大きい2番目の森林の荒廃についてお伺いいたします。

良質な木を育てるには間伐が重要であります。でも、間伐をしても、間伐をした丸太がそのまま放置されている山を多く見かけております。町としては山の所有者等にどのように指導をしているのか、また間伐材の有効利用を考えているのかお伺いをいたします。

以上です。

議長(小川洋一君) 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長(川崎和郎君) 橋本議員の質問にお答えいたします。

総合振興計画前期基本計画の進捗状況についての質問であります。平成17年10月、合併により那珂川町が誕生し、平成18年、町の行動活動指針である那珂川町総合振興計画を策定し、豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくりを基本テーマに、将来像実現のため、6つの基本目標を掲げ、各種施策を進めてまいります。

総合振興計画は、10カ年が基本構想、5カ年の基本計画、2カ年を毎年ローリング方式で改定する実施計画で成り立っております。現在の基本計画は平成18年から平成22年までの前期基本計画でありまして、質問の項目にありますように7章から成り立っております。すべての項目において順調に推移しているものと認識しておりますが、その実施状況についてお示しをいたします。

まず、第1章、安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくりでは、都市基盤の整備として、町並み環境整備事業、道路事業では町道富山線、本町福祉センター線の改良事業が完了し、引き続き町道大山田立野線、日向線の事業を進めているところであります。

生活環境基盤の整備事業では、合併後の最大のプロジェクトでありますケーブルテレビ高度化事業が完成したほか、公共下水道、水道管布設がえ、消防設備の設備等を計画に基づき推進しているところであります。

第2章、笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくりの、医療・保健の充実では、他町に先駆けて妊婦健診の無料回数をふやしたほか、児童福祉、子育て支援の充実では、第3子以降の保育料の半額、放課後児童クラブの受け入れ対象を6年生まで引き上げるなど、子育て支援事業を実施し、少子・高齢化対策を推進しているところであります。なお、本年度は小川地区の統合保育園の計画を実施しております。

また、高齢者福祉事業、社会福祉事業においても、計画に基づき、充実を図っているところであります。

第3章、人を育て未来を拓くまちづくりでは、学校教育の充実として、適正規模の教育環境を目指し、学校の統廃合を進めるとともに、安全・安心な施設整備のため、馬頭中学校校舎の耐震補強改修工事を完了させ、今年度から小川中学校の耐震補強改修に取りかかります。また、各学校の図書館にエアコンの設置を順次進めているところであります。

生涯学習の充実では、各種講座を計画的に開催し、各世帯に総合的な学習の機会を提供しております。

国際交流の推進では、姉妹都市であるホース・ヘッズ村の交流事業や国際交流ウイークエンド事業の実施により、青少年の国際的視野の醸成に取り組んでいるところでもあります。

第4章、人がにぎわい活力あるまちづくりでは、農林業の振興のうち、生産基盤、経営基盤の強化として進めている南部地区中山間地域総合整備事業を本年度完了する予定であります。

また、八溝材を使用した新築住宅への補助や畜産振興、担い手育成支援事業等を積極的に進めているところであります。

なお、昨年度完成したイノシシ肉加工施設は、農作物に被害を与える害獣を逆手にとった発想で、イノシシ肉をブランド化し、地域活性化につなげる事業として注目を集めているところであります。

観光の振興では、ふるさとの森公園内の匠の館の屋根のふきかえ事業を実施をいたしました。

た。

第5章、豊かな自然と共生するまちづくりは、自然環境の保全、活用、生活環境の保全であります。具体的な施策として、平成20年に環境基本計画の策定を完了し、ごみの減量化やリサイクル事業の推進により、循環型社会の構築を目指すものであります。

以上のとおり、これまで振興計画、実施計画の主な事業について、実施状況をお示しましたが、第1章から第5章までの平成19年度事業費は24億6,000万円となっており、すべての事業について実施しております。

次に、第6章の改革への道について説明をいたします。

行財政改革については、平成18年に策定しました那珂川町行財政改革推進計画に基づき進めております。既に議員の皆さんにもお示ししたとおり、平成18年の実質効果額は1億1,000万円、19年の実施額は2億9,000万円で、2年間の実質効果額は4億円となっております。平成20年度においては現在算出中でありますので、まとめ次第ご報告をしたいと考えております。

また、住民参加、協働の推進については、昨年度住民と行政の協働によるまちづくりの推進計画策定のため、公募委員を含めた計画策定委員会を組織し、現在計画策定を進めているところであります。

最後に、第7章、まちづくりの3大プロジェクトにつきましては、先ほども触れましたが、1つ目の地域高度情報化推進に関しましては、平成20年度ケーブルテレビ高度化事業が完了し、今後福祉、教育等各分野での多彩な活用を推進するものであります。

2つ目の、自然環境との共生推進に関しましては、平成20年度に環境基本計画の策定が完了し、自然環境や生活環境の保全対策、さらには循環型社会の構築のため、各分野において環境に配慮した施策を推進するもので、今後具体的な施策について検討していくこととなっております。

3つ目の、行財政改革の推進につきましては、先ほども触れましたように、行財政改革推進計画に基づき、健全な行財政運営ができるように取り組んでいるところであります。なお、職員数につきましては、合併後、平成17年10月に300名の職員がおりましたが、現在254名の体制であります。行財政改革推進計画の定員適正化計画では、平成22年に266人体制の目標でありましたが、既に計画を上回っておりますが、本年度から実施した組織改編導入等により、さらに行政のスリム化を図っていきたいと考えております。

参考に、一般会計の18年度当初予算の職員人件費は22億1,000万円でありましたが、21年

度当初予算では、職員数の削減や手当のカット等により、18億4,000万円となっております。

また、一般会計の繰越額につきまして申し上げますと、経費削減など内部努力によりまして、平成19年度においては約6億2,500万円、平成20年度におきましても約5億6,300万円となっております。

以上、振興計画、行財政改革等について申し上げますが、計画に盛り込まれた事業はすべて実施しており、順調に推移をしております。

その他の質問については担当課長のほうから答弁させます。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） それでは、森林の荒廃についての質問にお答えいたします。

まず、間伐材がそのまま放置されていることについてであります。間伐材の補助事業には、地形により間伐を搬出するまで行う事業と、現地に放置しておく事業がございます。木材の低迷により、森林所有者の間伐に対する負担を伴わない方法として、切り捨て間伐で実施しており、間伐材が放置した状態になっております。山林所有者は、負担金を出してまで間伐する意欲はなく、やむを得ない状況にあります。間伐材については、地域森林計画を立て、施業計画に基づき、森林所有者が森林組合等をお願いをし、組合が造林補助事業等の採択を受け、間伐を促進するよう指導しております。

間伐材の有効利用についてであります。搬出の条件のよい場所については、一部工事中、造園用資材等に加工し、利用されておりますが、今後市場、販路、価格等の動向を見ながら有効利用を検討してまいりたいと考えております。

また、近年、バイオマスエネルギー循環システムが注目されておりますが、八溝山系の間伐材を燃料とした木質バイオマス発電などを目指すバイオマスとちぎ那珂川流域協議会が那珂川流域の林業関係機関を中心に設立されました。林業採算性の悪化している中、このような広域的な組織とも連携を図りながら、間伐材の有効利用を進めていきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 総合振興計画につきましては、町長を初め、職員一丸となり取り組んでいることは大いに評価しておるところでございます。ですが、先ほども冒頭に申し上げましたような世界同時不況というようなさなかでございます。計画の見直し等も考えられるのではないかと思います。

まず、第1章の都市基盤の整備の中で、土地利用、都市計画というのがございます。自然と共生を図りつつ、バランスのとれた工業用地も確保しなければならないとうたっております。また、旧小川町については全域が都市計画区域外になっております。今後は都市計画地域、用途地域、都市計画道路の見直しを実施し、歴史ある町並みや緑等、清流の自然環境の保全や活用を考慮しながら、将来の担い手となる若者の定住を促進する上での住宅地の開発、住みやすい市街地の形成という新たな都市づくりの取り組みが必要とされているとなっておりますが、このバランスのとれた工業用地も確保しなければならないというようなことは、今のところどのような進捗状況があるのか、また、住みやすい市街地の形成ということで、住宅地の開発、これはどのような取り組みをしているのかお伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） まさに議員ご指摘のとおり、100年に1回の経済危機ということですから、現状におきましては、那珂川町には余り大企業が少ないというふうなことで、他町に見られるような大幅な税収の減少というふうなのが見られないと。いわゆる企業城下町につきましては、大きな税収不足がありますが、当町では幸いにして、そういうふうな大幅な減少というふうなものは現時点ではまだ見受けられませんが、世界大不況ということですから、これからその影響が逐次当町にも参ることは十分承知をしております。

常に行政の中でもいかにして定住人口の減少を食い止めるか。少子・高齢化、過疎化というふうなものが進行しているわけですが、そういうふうな中で、いかにして定住人口をふやしていくかというふうなことは議員もご承知のように、大きな町の課題でありますし、特に雇用の場の確保というふうなことは、当町にとりましては長年の大きな課題であります。しかしながら、この町が置かれている立地条件等からいたしまして、なかなかこの企業誘致というふうなものが進んでいないというようなのは、議員もご指摘のとおりであります。

しかしながら、最近の雇用情勢から見ますと、その雇用の一部を農林業であるとか、そういうふうな面でのシフトをさせるというようなのが、国の大きな課題であるということは私も十分承知をしております。

現在、やはり町として一番大きな問題は、やはり今申し上げましたように、少子・高齢化による人口減少、特に超高齢化社会というふうなことで、町の活力が低下をしていくというふうな状況にあるのが現状であると、このように認識をしておるところであります。

例えばそういうふうな中で、従来から町が進めてきている定住対策の1つとして、高手の里の分譲等もございます。当初の計画から見ますと、現時点ではなかなか当初計画したよう

な希望者が少ないということではありますが、これは内容をいろいろ聞いてみますと、現在お住まいになっているところを処分をされて、そしてこの那珂川町にぜひ住まいを持ってきたいと、こういうふうなことでありますが、現時点で住まわれている住宅、不動産が大きな値下がりをすることによって資金繰りが大きく変更せざるを得ないというようなことでちょっとされているというふうなものも今回のこの不況の大きな影響かと思います。あの9月15日のリーマン・ブラザーズショック以来、世の中ががらっと変わってきた、大きく変わってきたと。今申し上げましたように、100年に1回の不況であるというふうなことから、そういうふうな面についても、高手の里の事業についても今現在7件の申し込みがありますが、当初から見ると大幅に減ったというふうなことも、そういうふうな不動産価格の値下がりというふうなことが大きく影響をしているところでもあります。

しかしながら、そういう状況の中で昨日のテレビを見ていまして、今度はグリコとしての日本一の工場を埼玉につくると。これは近く圏央道があそこに開通をするというふうなことで、非常に交通の便がいいと、流通関係で大変有利であるというふうな条件でこの不況の中でもそういう進出企業がありますが、当町におきましては、今県のほうでも我々が県土60分構想の中でなかなかそういうふうな状況にはないと。少なくとも高速道路に30分で行く道路の整備というふうなことを以前から要望しておりましたが、現在、293号から矢板インターまでの工事等が今事業が進行中ではありますが、そういうふうな面で、今後ともいわゆる道路整備等についてはさらに国・県のほうに要望して、この高速道路にいかにつけていくかというふうなことも那珂川町としては大きな課題であろうと思いますし、特に環境と共生のまちづくりの中で、いわゆる環境基本計画を作成をいたしまして、現在環境総合推進室のほうでいろいろと身近な問題ではごみの減量化、バイオマスの研究であるとか、そして、それらに関連した企業の誘致とかというふうなことで、いろいろ今検討をしておるところではありますが、いずれにしても、この不況が昔から言われているように、真綿で首を絞めるというふうな例えがありますが、そういうふうな面で那珂川町としましても、今までかつてない、今から約50年前は馬頭、小川の総体的な人口が3万1,000人を数えていた、それが現在の1万9,000人を切ったということは、既に4割の人口が減少しているというふうな状況であります。

そういうふうな意味では、経済不況が100年に1回ではありますが、那珂川町にしましても、今までに経験のないそういう状況にあるというふうなのが今の那珂川町の現状ではなかろうかなと。このそういうふうな100年に1回の危機をいかにして守っていくか。そして、住民

が安全で安心に暮らせて、なおかつ将来に希望を持てるような、そういうふうなまちづくりというふうなことが今の那珂川町としては一番大きな課題である、このように思います。

先ほど行政報告の中で申し上げましたが、県におきましても、その町の財政力指数によりまして、いわゆる町に対する交付金が3段階に分かれてくると。当町は財政力指数においても県下で一番低いというふうなことです。そういうふうな中では、いろいろ県の新しいプロジェクトの中でも我々のような那珂川町のような、こういう山村に対しては、県そのものも今までと違った形で、財政力のあるところもないところも一体じゃなくて、財政力のあるところはあるように、ないところはないようにというようなきめの細かな、そういうふうな県の行政の中で、やはりいかに町の現状に合わせた、そういうふうな施策を国・県の事業を導入をしながら、今議員ご指摘のように、雇用の場を確保するというふうなことも大変重要であろうと、こういうふうなことで道路の整備を初め、各種施策に取り組んでいる。ということは、1つには今回の小川の統合保育園にしましても、近隣に工場が進出するというふうな計画がございました。今回の不況によって大きく計画が変更されましたが、いずれは回復した時点において、この子育て環境のすばらしい那珂川町に住みたい、そういうふうな方も出てくるのではなかろうかというような期待をしておるところであります。

そういうふうな意味で、子育て環境、そして高齢者対策、学校の教育の充実、特にこの学校教育の充実では、今回のケーブルテレビの全町整備というふうなことがこれからの那珂川町の発展の上では欠かすことのできない施設になってくると、こういうふうな将来に向けては今回のケーブルテレビの整備というふうなものは、これからの那珂川町の発展に大きく寄与するものと、このように考えておきまして、議員ご指摘のような形で、これからの町の振興計画に基づき、そして環境基本計画と一体なって町の振興を図っていかなくてはならない、このように考えております。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 細々のご答弁いただきまして、ありがとうございます。町長より道路整備、また企業誘致、高手の里のご答弁をいただきまして、高手の里は7件の申し込みがあったということで、予定は10件でございますので、まだ敷地は3件ほど残っているわけですが、達成されるよう担当課の皆様方によろしく願いいたします。

また、道路関係なんです。いろいろ町長は県、国に要望しているということで大いに期待をしているわけですが、まほろばの前の清浄場線ですか、あれが前にも私、質問

したときがあるんですが、町民の皆さんは、それはなかなか国・県が厳しい中、予定どおりに清浄場線が真っすぐ抜けられるのかというような心配がございます。これは大いに町長が力を入れてくれているから大丈夫だと思うんですが、そういう心配があるものですから、順調にいつているのか、いかないのか、その点についてご答弁いただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 新那珂橋がああいう状況で交通どめになって、大変この地域にとりましては大きなマイナス要因でありました。しかしながら、ことし1月に開通をしたというふうなことで、地域の皆さんも大変安心をしております。

しかしながら、現在の市街地の道路状況を見ますと、ご承知のように、非常に狭隘で大変危険であると、そういうふうなことで、県のほうでも積極的に、いわゆる清浄場線から294号のバイパスとして現時点の計画では吉野工業のところまでバイパスの計画がありますが、幸いにしまして地権者の協力もほとんど反対がないということですので、県では20年に計画を立てて、21、22年の3カ年でこういうふうな短期間でやる道路というのは県では今までにもかつてないと。しかしながら、地域の皆さんの協力というふうなこと、それからその道路の重要性というふうなことで、これにつきましては今回の県のプログラム、とちぎ未来プログラムとは別個に計画したものに対しては実施をするというような約束をとっておりますので、これは予定どおり着工することは間違いないと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 質問の項目がたくさんあるものですから、時間が迫ってきますので、答弁のほうを明瞭、簡単にやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

第2章の笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくりの件でございますが、第3節に児童福祉、子育て支援の充実とうたってあるわけなんです、児童の健全な遊び場として児童公園等の整備を図りますとうたっております。これはどこにこれを考えているのかお伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 具体的にまだ場所等については示されておられません、現時点の計画が5カ年の基本計画がありまして、実施計画がございます。実施計画で優先順位を



つけまして実施しておりますので、今後それらを調整していきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔 10番 橋本 操君登壇 〕

10番（橋本 操君） 計画どおりになるべくだったらやるということでしょうか、時間もありませんので、次に進みたいと思います。

第3章、人を育てる未来を拓くまちづくりの件でございます。人間性豊かな児童・生徒の育成ということをやっていると思うんですが、心身ともに健康で豊かな人間性を持った児童・生徒を育成するため、「いきいき栃木っ子3あい運動（学びあい、喜びあい、はげましあおう）」というのを推進しますとうたっておりますが、保育所、幼稚園、小・中学校、多くの方というんですか、多くの子供たちに全体的にこれを推進しているのか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 私どものほうでも学校教育の充実ということを最重点に考えております。そういう中で、今県が掲げております3あい運動等についても、日ごろからこれを各学校で実施しております。今後ともこれについては一層各学校に督励しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔 10番 橋本 操君登壇 〕

10番（橋本 操君） 教育長の答弁では心強い答弁をいただきましたので、安心いたしました。

先ほど町長の答弁の中で、耐震工事、またエアコン設置等、また中学校の体育館、ここに力を入れていただいておりますが、これ等も計画どおり進むようよろしくお願いいたします。

第4章に入ります。人がにぎわい活力あるまちづくり、これは農林業の振興、また商工業の振興、第3節の観光の振興、第4節は地域間連携・交流の推進とか、この4項目にわたってうたっているわけですが、その中で、第2節の商工業の振興についてお伺いをいたします。

町の助成により、プレミアム商品券の発行は大好評で、私ども関係者としては本当にこの場をおかりして感謝申し上げます。なかなか後継者も育たない、そういうことで空き店舗が多い、こういう対策も町でもやっけていただいているわけですが、でも、なかなか特

効薬がないというような状況でございます。こういうこともあわせまして、官民一体となって努力していかなくちゃならないと思うんですが、これについて、これからの推進していく中で重点的なことはどんなことかお伺いいたします。

また、第3節なんですが、観光の振興にしまして、ふるさとの森のかやぶき屋根も1棟は屋根のふきかえは終わったわけですが、あそこのふるさとの森には2棟あるんですね。そのあと1棟をやっぱりどのようになるのかというのは、町民の皆さんは注目しております。その点についてもお伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 商工業の振興につきましては、馬頭商工会、それと小川商工会と、今後町と一体となりまして進めていきたいと考えております。

それと、かやぶき屋根、永森家のほうがまだ未改修となっておりますが、県の補助事業などを予定しまして、今後改修に向けて検討したいと思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 課長の答弁ですと、補助をいただいているということで、私の聞くところによると、なかなか補助がつくのが大変だというような話は聞いているんですが、その状況は、見込みは大なる見込みがあるのかお伺いします。

議長（小川洋一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） この場でははっきりとまだ申し上げられませんが、町としても補助事業で改修できるような形で努力したいと思います。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） わかりました。

第5章に入ります。豊かな自然と共生するまちづくり。先ほどごみの減量の話が出ましたが、町ではエコなんですが今担当課でそういう問題で大いに取り組んで、商工会等いろいろな関係団体に協力を依頼しておるところだと思うんです。中にはごみ袋を、那珂川町では多分1袋20円ぐらいなんですかね。場所によっては1袋50円なんていうところもあって、何でそんなに高いのかと言ったら、ごみ袋が安いとごみをいっぱい出すから、ごみ袋を高くすれば出さないんじゃないかとか何とか、私もちょっと首をかしげるような話も伺ったんです

が、このごみ袋についての値段、これをもっと安くするとか上げるとか、そういう考えは全然今のところは持ってないんですか。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） ごみ袋の件でございますが、ごみ袋は大きい袋のほうが20円で販売をしております。それから、中袋につきましては13円で販売をいたしております。この金額については現在改正ということは考えておりません。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 第6章に入らせていただきます。改革への道、行政改革の推進という第1節はそれにうたってあるんですが、この中で、先ほどご答弁にありました職員の定数、これは最初のときから比べれば、もうはや皆さんのご努力のたまものと思っておりますが達成されている。達成はしましたが、達成がちょっと予定よりも早かったものですから、役場内で町民に対するサービス低下のそういう問題等はなかったのかあったのか、そのことについて伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） この4月から大幅に改革をいたしまして、小川庁舎につきましては教育委員会、学校教育課、生涯学習課、それから、1階には総合窓口課ということで、我々執行部としてもいろいろ心配な面もありましたが、職員の努力によりまして、現時点では非常に順調にしているというふうなことで職員からの報告を聞いておりますし、また町民の皆さんからもそのようなクレーム等につきましては余り聞いてないと。我々が最初心配したことが職員の努力によりまして順調に推移をして、非常に職場の雰囲気も明るいと、こういうふうな報告を受けておりますので、今議員ご指摘のように、住民サービスの低下というふうなことについては出ていないのではないのかなと。

同時に、やはり一般町民の方が合併をして、いろいろ町の財政状況のことも理解をされて、すべてが行政でやってもらうということではなくて、住民それぞれがこういうふうな状況の中でというふうな、そういうふうな行政に対する住民の理解も大きな原因になっているのではないかなと。そういうふうな意味での基本的な住民参加のまちづくりというようなことが多くの町民の皆さんの協力によりまして、今回の組織改編についても支障がないというようなのは、我々行政だけの力でなくて、住民の皆さんのご協力のたまものであると、このように考えております。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔 10番 橋本 操君登壇 〕

10番（橋本 操君） 第6章の行政改革の推進について再度お伺いいたします。

総体的に見れば、おおむね当初の計画どおりに今のところは達成できるということで考えてよろしいですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 十分前期5カ年計画につきましては計画どおりに達成すると、このように考えております。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔 10番 橋本 操君登壇 〕

10番（橋本 操君） 町長さんを初め、職員の皆さんの本当に努力によりまして、当初の目的を果たせるというような心強いご答弁をいただいて、まことにありがとうございます。

続きまして、第7章でございますが、重点プロジェクト。地域高度情報化推進プロジェクトのケーブルテレビは、先ほど議長からも説明があったとおり、4月29日に竣工式が済まされ、馬頭地区、小川地区の加入、これからの課題はこの加入者のパーセントを高めるかということだと思えます。特に今のところ馬頭地区は85%ぐらいだと思うんですが、小川地区はまだ60%には達していないと思うんですね。ですから、これをまた加入者増をやっぱり図らなければならない。また小川地区にある防災無線等も部品、そういうものも年々なくなってくるという話も伺っておりますので、またこれは官民一体となって加入者増を図らなくてはならないと思えます。また、これからこの加入者増を図るために、町としてはどのように考えているかお伺いいたします。

自然・環境との共生推進プロジェクトというのがあるんですが、この中には那珂川という川は合併したときの町名になりました那珂川でございます。これが霞ヶ浦導水工事業のために漁業組合の皆さん、また町民県民の皆さんが大変心配しているところでございます。この件につきましても、町としてはどのように考え、これを那珂川町の生態系の保全を含めてどのように考えて、また推進していくのかお伺いをいたします。

あと、行財政改革の推進プロジェクトの中で……

議長（小川洋一君） 橋本君に申し上げます。1つずつ質問をお願いします。ケーブルテレビ、それから那珂川と2つ、3つとなるので、1つずつの質問をお願いします。

10番（橋本 操君） 私は第7章だからいいのかなと思ったものですから。わかりました。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 橋本議員からご指摘がございましたように、これからやはり加入促進が大きな私どもの課題だと思っています。いろいろシステム等の切りかえとかございまして、町民の方々には4月以来いろいろご不便な点もおかけしたりしておるわけでございますが、職員がそれぞれ出向きまして、そういった問題に対応できるように対応をして、いろいろな障害等はクリアをしてまいっております。これからそういった一つ一つきめ細かいサービスを図りながら、加入促進を図ってまいりたいと思っております。

明日ご提案いたします加入使用料の基本使用料につきまして、加入促進のために3カ月間免除させていただくというような議案も出させていただいているんですが、そういったことも営業しながら、皆さん方にご理解をいただいて、加入をしていただけるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） さらなる加入者の増を図るために努力のほどをよろしくお願いいたします。

那珂川の生態系の保全につきまして、町はどのように対策を講じていくのか、推進していくのかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、那珂川の件についてお答えいたします。

環境基本計画において、那珂川清流と水と里山ということで、人と自然が共生する安全・安心なまちということを掲げております。美しい自然と共生する町、潤い、安らぎのある町、循環型社会を目指す町、環境について考え、行動する町で、自然環境について那珂川の清流を今後この基本計画においてさまざまな研究を施して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） 霞ヶ浦導水工事業は、私どもの議会でも反対請願を採択しているところではあります。そのような清流那珂川でございます。清流那珂川ということを守るた

めに採択をされたわけであります。これは茂木町、那須烏山市、那須町も反対の請願に採択をしております。このような中で、自然・環境と共生推進プロジェクトということですから、町長は霞ヶ浦導水工事業についてどのようにこれから考え、県への働きかけを図っていくのか手短にご答弁のほどお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 手短と言われても、やはりなかなか私も話が下手ですから、このテレビが高度化されまして、小川の町民の皆さんも多く聞いていますから、私は議会の答弁イコール町民に対する答弁ということですから、まことに申しわけございませんが、私の考え方だけは余りかいつまんでというふうな器用なことはできませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

那珂川町は町の名前も那珂川というふうな川の名前をとった町であります。そういうふうな今特にアユ釣りの時期になりまして、最近アユの遡上が非常によくないと。アユ釣りの皆さんからも大変人気が悪いと。そういうふうな意味で、やはり那珂川の水質浄化というふうなのは、那珂川町にとりましては大変重要なことであると。当然漁業組合と行政も一体となりまして放流等をやっておりますが、ことしは特に遡上が少ないと。やはりそれは1つには水質が汚染されていると、そういうふうなことで、今回のこの環境基本計画の中におきましても、いわゆる水質浄化というふうなことが大きなやはり町の環境基本計画の中で取り上げておりまして、環境総合推進室、それから上下水道課等も一体となりまして、これから多くの町民の皆さんにこの水質浄化についていろいろと協議をしていく、説明会等も開催すると、こういうことであります。

霞ヶ浦の導水事業につきましては、あくまでも国の事業でありまして、国や県の動向を踏まえながら、町としてどういうふうな考え方を出していくべきかというふうなことがこれから大きな課題であると思えますし、那珂川町だけがこれに対して意見がどこまで通用するか、取り上げられるかというようなことも非常に疑問ですので、これからの国・県の、また近隣の自治体とも十分な協議をしながら取り組んでいきたいと、こう思います。

議長（小川洋一君） 10番、橋本 操君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時16分

再開 午前 11時30分

議長（小川洋一君） 再開をいたします。

益子明美君

議長（小川洋一君） 3番、益子明美さんの質問を許可いたします。

益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 3番、益子明美です。質問通告に基づき、2項目について質問いたします。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、子育て支援について。

平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が成立し、地方公共団体は、地域における子育ての支援や母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進、教育環境の整備などを内容とする行動計画の策定が義務づけられ、那珂川町の次世代育成支援対策行動計画も19年4月に策定されています。

那珂川町では基本目標として、1、子育てを社会全体で支える環境づくり、2、安心して子供を産み育てられる環境づくり、3、子供を慈しむ社会づくりの3つを掲げ、21の具体的な施策を展開していますが、その達成度はどのようになっているのでしょうか。また、21年度には見直しを行い、22年から後期計画を策定することになっていますが、後期計画策定に当たっての改善点があるのかお伺いいたします。

次に、新しくできる那珂川町小川保育所には、子育て支援センターも設置される予定ですが、子育て支援センターの持つ意義と具体的な活動内容をお伺いいたします。

3番目として、冠婚葬祭や学校の行事、仕事の都合上、保育園の保育終了後も子供を預けたいなど、近年ではさまざまな用途で子供を少しの間見てほしいという要望があると聞いています。そんなとき、子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いをしたい人の橋渡しをしたり、専業主婦の方の乳幼児の一時預かりなどを担うファミリーサポートセンターの役割を新しくできる子育て支援センターの活動に盛り込んでみてはどうかと考えますが、いかがお考

えになるか伺います。

4番目として、すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子育て支援を支えるということが、那珂川町次世代育成支援対策行動計画の基本理念に掲げられています。確かにさまざまな形でボランティアで子育て支援にかかわっている人たちがいることは事実ですが、町を挙げて子育てを応援していますよという感触は感じられることが少ないように思います。例えば大田原市では子育てチケットという市内の取り扱い商店で利用できる商品券を子宝祝い金として、3番目以降の子供が生まれたときに10万円分差し上げています。そのチケットを市内の商店で買い物をし、利用すると、そのうち1%を商店で、もう1%を市で子育て支援基金として積み立てる制度になっています。そして、その基金はヒブワクチンの接種の助成に役立てています。つまりお祝い金として支給されるチケットは市内の商店で利用され、商店も1%を子育て基金に積み立てることで、みずから地域の子育て支援の協力者となっているわけです。地域でお金が循環し、子育て支援の協力もできる、まさに子育てを地域ぐるみで応援してくれているのだなと感じられるすばらしい施策だと思います。

ちなみにヒブワクチンとは、細菌性髄膜炎、昔で言う脳膜炎を引き起こす原因細菌ヒブの感染に対する予防接種のことです。細菌性髄膜炎の年間発症者は約1,000人とも言われ、そのうちヒブが原因となるものが60%を占めています。感染者のうち約5%が死亡、15%が重度の障害が残るとも言われています。ヒブワクチンの定期接種化はWHOにより推奨されています。ぜひ祝い金制度と一体となった子育て支援基金の創設で、地域ぐるみで子育て支援をして、子育て負担軽減を地域全体で担う思いやりのある事業の創設を提案しますが、いかがお考えになるかお伺いいたします。

次に、処分場問題について。

福田知事は、県財政健全化のために、とちぎ未来開拓プログラム（試案）を発表し、4年間で1,419事業を見直しすると発表いたしました。馬頭処分場整備事業費や北沢不法投棄物撤去に関する経費は、県のホームページ上からもわかるように、継続事業とされておりますが、知事からこの件に関して直接説明を受けておられるか。を受けておられれば、その具体的な内容をお伺いいたします。また、今年度の処分場関連の事業としてはどのようなものが予定されているかお伺いいたします。

次に、県が馬頭処分場の設置許可を申請して1年3カ月が過ぎました。事業主体が民間であれば、こんなに長く引き延ばしされるのは訴訟問題にも発展する事態と考えます。どうしてこんなに長く許可がないのか。また、この間専門委員会は2回しか開かれていないこ



とを考えると、不思議なことばかりであると感じるところであります。処分場を要請している町はこのことをどう受けとめているのか。県廃棄物対策課からはどのような説明を受けているのか伺います。

3番目として、用地買収や搬入路計画への反対は、住民の処分場計画反対の意思表示であり、このまま計画を進めることは住民の意思をないがしろにしていると考えます。買収が進まない状況を町長はどのように感じているのか、お伺いいたします。

4番目として、このような状況を何年続けても、住民の馬頭処分場建設反対の意思は固く、道が開けることがないことから、町長は処分場要請を撤回し、改めて特措法に基づき、北沢の不法投棄物の撤去に対し、代執行を求めるべきであると考えますが、いかがお考えになるかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 益子議員の質問にお答えをいたします。

最初に、私のほうで子育て環境の4番についてまずお答えいたします。

少子化の時代に当たり、安心して出産し、子育てを楽しめる環境整備をし、地域の未来を担う子供たちに健やかに育てていただくことは、町全体の願いであると考えております。

当町の少子化対策といたしましては、今年度より第3子の保育料の半額免除や放課後児童クラブの対象者を6年生までに拡大し、不妊治療の助成拡大等を実施し、町立小川保育所についても建設に着工したところであります。

子育て支援の施策に関しましては、さらに充実を図りたいと考えておりまして、祝い金制度につきましても、次年度から実施する方向で現在検討をしているところであります。祝い金制度の実施内容等詳細につきましても、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、処分場についてお答えをいたします。

馬頭処分場建設につきましては、事業の重要性にかんがみ、これまでどおり継続すると聞いております。また、県の今年度の予定事業としましては、事業用地の取得のほか、北沢地区のモニタリング調査や処分場建設に向け、理解促進のための普及啓発などが主なものであると聞いております。

次に、設置許可関係であります。設置許可申請の件につきましては、法令の定めに基づき、現在審査中と聞いております。

用地買収の件であります。現在用地取得の進捗状況は、既にもう前回の質問でもお答えしたとおり、多くの地権者の協力を得まして、約60%の買収状況であります。約6割の方からご理解をいただいているということではありますが、まだまだ同意をいただけない方がいるのも事実でありますし、私自身も地権者の方々の訪問などによりまして、いろいろご意見を伺っておるところでございます。必ずしも処分場反対ということではなく、地権者それぞれの事情によりまして、賛成の同意が得られないと感じておりますが、町としましては、今後とも県に対し、業務用地等の早期取得に向け、要請並びに町としても支援をしていくつもりでございます。

それから、質問の4番目でございますが、3月の議会でも答弁しましたが、町としましては県の判断を尊重しておりますので、処分場の要請を撤回し、行政代執行を求めるつもりはございません。

以上で益子議員の質問にお答えをしたところでございます。

その他につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、益子議員の質問の、1番目の子育て支援についてということで、1番目から3番目までについてお答えを申し上げます。

まず、1つ目の次世代育成支援行動計画の具体的施策、方針をもとに達成度と改善点を伺うということでございますけれども、次世代育成支援行動計画は、未来を担う子供たちが健やかに育つことを願い、地域全体で子育て環境づくりに取り組む際の指針となるものであり、平成17年度から平成21年度までの5年間の前期行動計画を策定しております。

その達成度と改善点ということではありますが、達成度といたしましては、全体的には住民のニーズと現状に合わせた対応ができたものと考えております。達成度の1つの目安として出生数が考えられますが、平成17年度の出生数は122人でしたが、それ以降、年々出生数が減少し、18年度は97人、19年度は95人であったものが、平成20年度には122人となりました。今後も増加してくれることを期待しているところです。

また、今年度21年度は、平成22年度から26年度までの後期行動計画を策定する時期となっております。今後策定委員会等を開催しながら、成果等、改善点について協議検討し、それを後期行動改革に反映させていきたいと考えております。

2点目の統合保育園に設置する予定の子育て支援センターの意義と具体的活動内容についてでございますけれども、地域子育て支援センターは、平成22年4月から開設予定の町立小川保育所に併設することで現在事業を進めております。地域子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図り、地域の子育て家庭への育児支援等を行うことを目的として設置いたします。

具体的な活動内容としては、在宅で育児している家庭への育児相談、情報提供、遊び場の提供や子育てに関する講座等の開催が考えられますが、現在、保育園において検討している段階ですので、近隣市町の活動状況等も参考にしながら、今後さらに当町にとって、よりよい活動内容となるよう検討してまいりたいと考えております。

3点目のファミリーサポートセンターの役割を新しい子育て支援センターの活動に盛り込んでどうかということでございますが、当町における取り組みということでは現在実施はしておりませんが、今後住民のニーズに応じてファミリーサポートセンター事業についても検討していかなければならないと考えております。その役割を子育て支援センターに盛り込んでどうかのことですが、ファミリーサポートセンターの設置については、民間団体の志のある方々をお願いしたいと考えておりますので、そうした意思を持った方々を支援・指導する立場でかかわっていただければと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） まず、子育て支援のほうからお伺いいたします。

最初に、町長にご答弁いただきました子育て祝い金の創設については、前向きにお考えになられていて、具体的な制度の実施内容は今後検討されるということですので、ぜひ創設に向けて努力していただきたいと思うんですが、その中で、せっかく子育て祝い金というものを町も財政状況が厳しい中から捻出するわけですね。それは本当に子育て家庭にとってはありがたいものであると思うんですが、そういったお金をやはり大田原市のように、地域で循環できて、地域もその子育てに参加できるような仕組みを考えていただけると、よりいい内容になるのではないかと思いますので、何も大田原市のまねをしてくださいというふうに言っているわけではないんですが、いいものはやっぱり参考にして、地域、那珂川町特有の施策として盛り込んでいただければと思っています。

町長にそこで1点お伺いしたいと思うんですが、この全体の子育て支援施策に関して、先

ほど橋本議員の答弁の中に那珂川町が抱えている問題は、少子・高齢化、人口減少、町の活力が低下することが一番の問題であると。その少子・高齢化をストップするためには、この子育て支援というのはなくてはならない施策の1つであると思うんですが、那珂川町として、他の市町村に引けをとらないくらいこの子育て支援が充実しているというふうにお考えになれるのか。もしお考えになれるんだったら、その点はどういうところか具体的にお示しいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） まさに那珂川町の行政課題の大きな1つが少子化であると、このように考えております。そういうふうな意味で、議員ご指摘のように、祝い金制度というふうなものは、財政は厳しい状況ではありますが、これを実施したいと、このようなことで今答弁をさせていただきました。

しかし、その内容につきましては、大田原市の例もありましたが、那珂川町としてどういうふうな支援が一番住民に喜ばれるか、住民が安心できるかと、こういうことですし、その内容につきましては、先ほども答弁いたしましたように、今後検討するということですし、いずれにしても、先ほど課長の答弁にありましたように、100人を切った年も何年かあって、たまたま去年は122人というようなことでふえたわけですが、このような状況でふえていけば、大変町としても心強い限りではありますが、果たしてこれがいつまでその120人台を維持するかというようなことで、非常に難しいなと、こういうふうに思いますし、そういうふうな中で、町の子育て支援というふうなのは大変重要な位置づけであるというふうなことで、その1つとしては、先ほども橋本議員の答弁でも申し上げましたように、保育所の保護者の皆さんとの懇談会、要望等によりまして、第3子の保育料につきましては今年度から半額免除と、そういう制度を創設したわけですが、子育て支援というのは、いろいろ医療費の問題を含め、いろいろな形でその支援の方法があると思います。そういうふうな意味で、その内容につきまして、いろいろな角度から検討をしていきたい。

たまたま議員指摘の大田原市の例がありましたが、それによって子育てのご当人だけでなく、いろいろそれが商工会のほうにも波及をするというふうなことで、そういうふうなことも含めて十分に検討して、また議会の皆さんとも十分協議をしながら決定をしていきたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 私の質問は、那珂川町が子育て支援をしていく中で、他の自治体と比べてまさっているところがあるとお思いになるのか。それはお思いになるのであれば、具体的な施策はどういうところですかというふうにお伺いしたんですが、質問の答弁は得られなかったというふうに判断していいんでしょうか。町長にとってはまだまだ改善の余地があると。子育て支援に関しても、那珂川町はもっといいものにしていく覚悟があるというふうにとってよろしいですか。

その子育て支援に関する次世代育成支援行動計画が22年度から後期計画に入るわけなんです。それに対して、じゃ今までの那珂川町の子育て支援のサービスはどうだったのか。利用者の視点に立った点検というのが必要だと思うんですね。住民ニーズに対してどのような結果が、成果が得られているのか、変更すべき点は何なのかということのを的確に把握しないと、よりよい子育て支援という政策になっていかないと思います。その点で新たな意識調査をするのか、今年度ですね、住民のニーズに対応したかどうか、利用者の視点に立った点検をするのかどうか1点お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） まさに議員ご指摘のとおりで、要は行政サイドの考え方でなくて、当事者の意見というふうなものを十分反映しなくてはならない、そういうふうな意味で、今のアンケートの問題等もありますが、そういうふうな面も内部で十分に検討をして、これから実施に向けて、本当に那珂川町で子育てをしてよかったと、そう言われるような施策をとっていきたいと思いますし、たまたまこの保育所の代表の方と話をしたときに、那珂川町の妊婦健診等につきましては大変評価を受けた、そういう経過もございます。ですから、そういうふうな点で那珂川町の子育てはその点についてはすばらしいですねというような評価も得たという経験もありますし、そういうふうな面で財政の許す限り、いろいろな多くの方の意見を拝聴して、それらを行政に反映するというようなのが我々執行者としての責務であると考えておりますので、議員がご指摘の100%それに実施できるかどうかについては、これからの課題として検討していきたいと、このように思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） なるべく手短に、的確な答弁をお願いしたいと思いますが、私はこの子育て支援の施策が十分でないというふうに感じている点が2点ほどあります。それは多様な保育形態の普及促進が本当にできているのか。生活様式の変化に伴って、いろいろなさま

ざまな働き方をしている家庭がありますよね。働きながら子育てをしたい、そういう家庭の応援体制というのは本当にとられているのかということが1つあります。その中には保育士の充実があると思うんですが、ゼロ歳児保育を那珂川町でもやっておりますが、今年度特に急激にふえてきているという傾向があります。それに対しての十分な保育体制、保育士の確保はできているのか1点お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 先ほど申し上げましたように、保育士の関係では、ゆとりある保育というようなことを保護者の方から十分そういうふうな要望もございます。町としてはできる限り、それらの要望にこたえるべく臨時職員等の採用によりまして現在対応していると、こういうふうな状況です。

議長（小川洋一君） 益子議員の質問の途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

益子明美さんの質問を許可します。

益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 子育て支援について続けて質問させていただきます。

先ほど生活様式の変化に伴う多様な保育形態への対応が十分できているか、保育士の確保が十分できているかということをお伺いしたところ、そのように十分対応するように努力されるというお話であったかと思うんですが、実際にゼロ歳児保育だけにかかわらないと思うんですが、年度途中で保育を希望する場合に、すぐ保育ができないという状況があります。年度当初の職員数に対して、お預かりする子供がふえた場合、10月以降まで待っていただくということが多数昨年度もそのようなことで相談を受けた経緯があります。その場合は近隣市町的那須烏山市への民間保育園の紹介とか、そういうことで対応してきた経緯があると思うんですが、実際本当に保育園に子供を預けるようになった家庭というのは待ったなしです

よね。今すぐにも預けて働きたいという事情があると思います。そういったときへの即座の対応、できれば地元の保育園、自分の自宅から一番通いやすい保育園を希望するというのが保護者のニーズであると思うんですけども、そういった対応が今後速やかに、即座に本当に対応していただけるのかどうか、もう一度お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、保育園の途中入所の件でございますけれども、多分ほかに回っていただいたという件につきましては、多分ゼロ歳児の件だと思うんですね。ゼロ歳児につきましては、当町では6カ月を過ぎてからお預かりしますということになっておりますので、そういった意味できっと待ってもらったとか、ほかの市町にお願いをしたということになるんだろうというふうに思っております。当町では一応6カ月からということで、そのほかにつきましては、ゼロ歳児以外につきましてはほとんど待つことなく入所できている現状だというふうに考えております。

保育所体制でございますけれども、ゼロ歳児等につきましても、年度当初に途中から入るお子さんに関しても当初から申し込みいただきます。今年度に何人入るかというのを把握できておりますので、そうした状況の中で、職員も当初から配置をしているという現状でございます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 例えば4月前の3月、2月応募の期間に、その時点では2カ月であったり生まれたばかりであったりとかということがありますよね。でも、6カ月になったら保育してほしい。その時点ですぐに入りたいというような要求に対してはどのような対応をされているのかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それにつきましても、今申し上げましたように、6カ月を過ぎれば、こちらで見るということになっておりますので、6カ月に達した時点でお預かりをしているという現状でございます。今年度21年度につきましても、申し込みの数に関しましてはゼロ歳児以上13名という形になっておりますが、現在保育園に通っている子供は6名でございます。途中これから8月、9月、10月と少しずつふえていくということになってございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） そうしますと、年度当初に13名、今年度中にゼロ歳児を預かるということに対しての保育士の臨時職員なりの計画を当初から立てている、そういうことで即座に対応できるような体制をとっているというふうに考えてよろしいですか。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） はい、そのとおりでございます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 保育士の確保は重要な問題でありますので、ぜひ漏れのないような即座な対応ができるように体制にしていきたいと思います。

それから、子育て支援の関係で、問題点の1つとして、広くすべての子育て家庭の支援ができていのかどうかということがあると思うんです。その点について、那珂川町はもう少し踏み込んだ対策が必要ではないかというふうに考えておまして、子育て家庭における支援の方法として、ドロップイン、待つ支援等、アウトリーチ、届ける支援があるというふうに考えます。例えばドロップイン事業であれば、子育て支援センター、集いの広場、子育てサロンなど、そういった場所を設けて、保護者の方がそこにやって来て、子育て情報を交換したり、悩みについて聞いてもらったり、親としての学習をしたりという場であると思いますが、それに対してアウトリーチ事業というのは、妊娠期から子育て家庭の支援をして、助産師や保健師が産前産後の女性を対象に、対面や電話で相談、家庭訪問をするということが考えられますが、これに対して那珂川町では、新生児乳児訪問というのをやっていると思いますが、私の持っている資料では、平成15年では124人出生しているのに対して30人、これは希望をとって訪問されているのかなというふうに思うんですが、現状は全員に訪問しているということがありません。この辺は今後どういうふうにお考えになれますか。この訪問をぜひ4カ月までの乳児のいる家庭の訪問を100%にすべきというふうに考えますが、いかがお考えになりますか。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 踏み込んだ支援が必要だということでございますけれども、現在も4カ月までに乳児の家庭には保健師が訪問をしているという現状でございます。これを全員ということでございますが、ただ希望されない場合には行かないこともございますけ



れども、ほとんど100%近く行っているかというふうに考えておきまして、今後も継続していく必要があるというふうに考えております。

また、そのアウトリーチということで、届ける事業というお話でございましたけれども、これから来年度、子育て支援センターを設置いたしますけれども、その中ではその場所で行うだけではなくて、実際そういう集まりに出てこられないお母さん方を対象に、こちらから出向いて行くという支援のあり方もあるというふうに現在考えております。そうした中で、現在その子育て支援センターにつきましては、保育士のほうで内容について検討しているところでございますけれども、そういった事業も当然取り組んでいこうというふうに考えているところです。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 届ける支援の中で、4カ月までの乳児の訪問件数を100%にということで、課長からご答弁いただきましたけれども、実際多分100%は行っていないと思うんですね。那珂川町の状況は、どうですか、ご相談などありますか、それでは訪問いたしますか、どうですかというようなことを相手に選択をしていただいてというようなやわらかな対応であるかなというふうに思っていますが、多くの自治体がこの4カ月までの家庭訪問を強制的に行っているというところが多くなってきています。

やっぱり見えないところの支援、本当に母親が子供を生んだばかりのいろいろなストレスや周りの支援が見つからないといった状況をいかにこちらから訪問して、それを手助けしてあげて、救い出してあげられるかというのは、やっぱり予防介入的な意味でも大切であると思います。これがだんだん大きくなって、小学校、中学校というふうになっていくと、例えば小学校、中学校でも家庭教育学級とかPTA活動なんかをやっていますよね。その中で、やってくる保護者はいつも同じだというのがありますよね。そういう教育的に熱心だとか、家庭についていろいろなことを学ぼう、家庭教育について学ぼうという方というのは限られているというふうに思いますと、最初の子育てに関して本当に信頼関係のできるだれか第三者がいれば、おのずから出て行って、そこでいろいろなことを学んだり、またはみずから教え合ったりということができるような関係性がつくられていくと思うんですね。なので、ぜひ個人情報とか、いろいろな問題があって、どうしても拒否するという場合もあるかもしれませんが、逆になぜ拒否するんであろうかというところに問題があるということもあるかもしれませんし、その辺は十分な対応が必要だと思います。ぜひこの乳幼児訪問を絶対行っ

だというような姿勢に立って、100%行うという考えにお立ちになることはないでしょうか、もう1回お伺いします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 議員の言われるように努力をしてみたいというふうに思っております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、その届ける支援というのを充実していただくとともに、情報がとても親同士の間でたくさんの情報が行き交うということがあるんですが、今はとても情報が入りやすい時代であるとともに、いろいろな情報に惑わされるといふところもあります。何が那珂川町として支援体制を組んでいて、どのようなことをやっているのか的確にわかるような冊子、子育て支援情報を1つにまとめた冊子などをつくってみてはいかがかと思うんですが、これはちょっと高根沢町の例を出して恐縮なんですけれども、こういった冊子を、これはとても簡単にできている安い冊子ですよね。わら半紙に本当にさっと印刷しただけなんですけれども、こういった簡単なものでもすごく予算が少なく、たしか1万5,000円ぐらい、本当に2万円しない予算でつくっているんですね。これには本当に町内の医療機関から緊急時の医療機関への対応の仕方とか、あと子育て相談はどこでやっている、それから、これは高根沢町ですので、高根沢町の事業として育児支援家庭訪問事業がありますよ、すくすく赤ちゃん訪問事業がありますよ、子供発達相談がありますよという、その事業内容を具体的に明記して、こういう場合はここにお問い合わせをくださいといった、そういった冊子なんです。こういうのが1つあると、初めて子供を生んだお母さん、ご家庭はすごく安心であるし、休日なんかは熱を出して本当にどこに駆け込んでいいんだろうかというわからないお母さんなんかにも本当に便利だと思います。こういった冊子をぜひおつくりになるおつもりはありませんでしょうか、お伺いします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） ただいまのご意見につきましては、参考にさせていただきますまして検討していきたいというふうに思っております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 情報をわかりやすくお伝えする子育て支援にとってはなくてはならな

いものだと思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。ほかにもホームページ上での子育てのクエスチョン・アンド・アンサーをやっている自治体もありますし、積極的な子育て支援のかかわり方をもう一度次期行動計画の中に盛り込んで、住民のニーズに対応した行動計画としていただきたいと思います。

それから、ヒブワクチンについてなんですが、まだ町長からヒブワクチンについては答弁がなかったと思うので、もう一度お伺いしたいと思いますけれども、ヒブワクチンは1回当たり七、八千円かかります。特にゼロ歳以下の接種が有効とされていて、2カ月から7カ月未満の子供たちに3回、そして1年後については1回の4回接種が勧められています。大田原市では3カ月以上、1歳未満までの子を対象に5,000円を4回助成するということになりました。全額助成というところまではまだ全国でも北海道の幌加内町と鹿児島県の伊佐市というところしかやっていません。現在私の調べたところでは全国でも17団体しかやっていないと思うんですね。栃木県では大田原市が唯一だと思います。費用が高いことから、経済的に余裕のある家庭の子しか受けられないという状況があったりすることも考えられます。しかし、子供たちの命に格差があってはならないということも考えなくてはいけないので、ぜひこのヒブワクチンの助成を検討していただきたいと思います。いかがお考えなのか伺います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） ヒブワクチンについてということでございますが、ヒブワクチンもここ2年ぐらい前に厚労省のほうで承認されたということで、全国的にやっているところも少ないということでございます。当町におきましても、前にもこういった話がございましたので、町の医師団の皆さんとともに検討しながら、前向きに進めていければいいかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますと同時に、今回、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が那珂川町にも3億2,000万円来ると聞いています。その使い道についてはまだ前回の臨時議会の中では決まっていないということも課長からのお話がありましたけれども、使い道としては地球温暖化対策とか少子・高齢化社会への対応、安心・安全の実現のための事業に使うことができるとされておりまして、ぜひ少子化対策、子育て支援に

振り分けていただき、このヒブワクチンの助成の実現にも何とかこの支援の交付金で賄っていただけるよう、これは要望としてお願いしておきます。

それから、処分場問題に移りたいと思います。

最初に、とちぎ未来開拓プログラム（試案）で1,419事業を削減して、県の財政は大変な状況であるということが町長の口からも何度も出ておりますので、皆さんこのことは重々ご承知とは思いますが、5月19日からの新聞報道によりますと、県の借金は1兆円に達して、2009年度は1日当たり2億7,000万円を返済しつつ、2億9,000万円を借りているという計算になるそうで、まさに火の車状態にあるということ。1日2,000万円ずつ借金がふえているということになりますかね。

そんな中でとちぎ未来開拓プログラムが発表されました。21日の下野新聞紙上によると、今回のこのプログラムのキーワードは役割分担ということだそうです。県と市町との役割分担の例に挙げられていたのが廃棄物処理施設周辺整備事業費であります。県は本年度予算に5億円計上して、この迷惑施設の見返りとして地元で道路や公民館を建設する費用としていますが、これを2013年には5分の1以下、1億円以下に減額すると言います。産業廃棄物処理施設であれば、県が周辺整備するのが当然であるが、一般廃棄物は本来市町の責任だからというものだそうです。

しかし、この計画も計画どおり進んでも、なお2013年度に53億円の財源不足を来し、さらなる見直しが不可欠とされています。馬頭処分場は一応プログラムの中では継続事業とされているということで町長もお答えになっていますが、しかし、那珂川町がこの処分場要請をするに当たってお願いしている地域振興策への特段の配慮というのはなされるのでしょうか。こういった財政状況のもと、他の団体には助成をしないよ、だけれども馬頭処分場は特別だから地域振興策に関して助成をしますよという具体的な知事からのお話があったのかどうか1点伺いたいと思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 今のご質問にお答えいたします。

振興策についてのご質問ですが、県のほうでとちぎ未来開拓プログラムでは馬頭処分場につきましては現行のまま継続ということですので、引き続き県と町のほうで振興策については協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番(益子明美君) 具体的に知事からそういったお話があったんでしょうか。直接知事からお話を聞いているのかどうか。

議長(小川洋一君) 環境総合推進室長。

環境総合推進室長(星 康美君) 知事から直接ではございません。今までの事務の流れで継続ということなんで、事務レベルのほうで進めてまいりたいと考えております。

議長(小川洋一君) 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番(益子明美君) そうなると、こういった財政状況のもと、本当に馬頭処分場ができて地域振興策に特段の配慮がなされるのかというのは不透明であると感じますよね。その辺をしっかりと確約されないと、町としては要請した意味がないんじゃないかというふうなことになってしまうのかとも思いますけれども、その辺を知事と直接会って、振興策への県とか馬頭処分場の進捗状況についてとか、直接お伺いする機会は最近設けられたのか、今後設けられるのかお伺いいたします。

議長(小川洋一君) 環境総合推進室長。

環境総合推進室長(星 康美君) 現時点におきましてはそのような予定はございません。最近も設けておりません。ただ、県と町の担当レベルの会議は開いております。

以上でございます。

議長(小川洋一君) 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番(益子明美君) そうなると、やはりこの先馬頭処分場に関する関連の地域振興策への具体的な県からの支援というのは不透明だというふうに感じますよね。ほかの事業が縮小されて、馬頭処分場だけのこの事業が、絶対100%当初の予定どおり地域振興策にも特段の配慮をして進めていきますよという確約にはならないというふうに私は思います。こういった財政状況の中、その辺をどういうふうに町長は知事に問いただすのかお伺いしたいと思いますが、町長は直接知事に市町村長会議のときにお会いしていると思いますが、この県に関しては町長は何かお話しされましたか。

議長(小川洋一君) 町長。

町長(川崎和郎君) この件に関して、今、室長が答弁したとおりで、私は個人的にまだ直接知事とは話してはございません。しかし、新聞発表でごらんのように、産業廃棄物に関し

ては従来どおり、県はこれを継続すると、こういうふうなことを公表しておりますので、その点については従来どおりいくものと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） この県のとちぎ未来開拓プログラムというのは試案の段階で、これからさまざまなことを市町と町長と代表者と話し合っ決めていく段階ではあるのかなというふうに理解いたしますが、町長は町の執行責任者として処分場を要請して、そのときにこういった振興策の特段の配慮もお願いしている責任上、その辺の確約というのを再度おとりになって確かめるとい責任があると思うんですけれども、それは今後されるおつもりというふうに考えてよろしいですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 当然議員ご指摘のとおり、そのように知事との改めたそういうふうな新聞紙上の確認はしたいと思います。

いずれにしても、先ほどから申し上げているように、那珂川町にとりましてはかつてない、それこそこの町がかつて経験したことのないような状況にあるというふうなことは先ほども人口減少、少子化、そして過疎化、そういうふうな現状があります。そういうふうな中で、処分場問題でなくて、今地球規模で環境問題というのが大きく取り上げられております。やはり国も県もこの環境問題については大きなやはり今後の行政課題として取り組んでおりますし、アメリカのオバマ大統領が就任早々に言われておりますように、グリーンニューディール政策というふうなことで大きく掲げておりますが、当然国も県もこのニューディール政策によって今の経済危機を乗り越えていこう、雇用の創出も図ろうと、こういうふうなことであります。

私はこの処分場問題が発生した当時と現在では大きく社会情勢が変わってきている、そういうふうな考え方をしておりますし、いわゆる那珂川町版のグリーンニューディール政策というふうなものを、これからやはり国・県と一体となってこの政策の推進に当たっていきたいと。そういうふうなことがこの那珂川町の将来に向けての大きな発展につながっていくのではなからうかな。自然環境の保全、生活環境の向上、環境の創造、その他いろいろ処分場による影響緩和とかという、そういうふうなことで、いかにしてこの那珂川町に合ったグリーンニューディール政策というふうなことによって、雇用の創出であるとか町の活性化というふうなものがこの振興計画の中で環境と共生のまちづくりをうたっておるわけですが、そ

ういうふうな大きな後押しになってくるのが、これからの那珂川町版のグリーンニューディール政策ではなかろうか、そういうふうな意味で、今回の環境総合推進室を設置したというのは、非常に時宜を得た組織であると、このように考えておりました、ぜひこの環境を中心にしたまちづくり、従来は後にまだ耕作放棄地の問題等も出てきますし、林業の荒廃というふうなこともあるわけではありますが、いずれにしても、この那珂川町の置かれている環境を、この立地条件、その中での町の環境、これを生かしたまちづくりというようなのが今回のアメリカのニューディール政策であると思いますし、やはり国の方向も、県の方向もそういうふうな方向づけをされておりますし、その方向づけの整合性をとったまちづくりというふうなのがこれからの那珂川町としては大変重要な政策課題である。この政策課題がたまたま環境基本計画を策定したというふうなことがタイミング的に非常に合致しているのではなかろうかなと、こういうふうにご考えておりますので、振興計画、そしてこの環境基本計画というふうな中で町行政の推進を図れるものと、このように確信をしております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長がおっしゃる自然環境の保全、自然環境を生かしたまちづくりを真に行うのであれば、処分場は要らないと思います。処分場は自然を破壊します。自然を破壊する人工物であります。特に北沢の不法投棄物を片づけることで、その産業廃棄物処分場をつくるということであるのならば、それは町長のおっしゃっている自然を大切にし、自然を生かした環境づくりのまちづくりから相反するものというふうに私は考えます。

県も言っているように、産廃はまさに県の責任において、県に責任があるわけですよ。その不法投棄は特措法を用いて、排出業者に措置命令をかけて代執行する、これが那珂川町長である川崎町長がとるべき法にのっとった執行者としての最良の手段だというふうに思います。これに対してはいつもそういうふうにご考えないというお答えなので、お答えはただかなくても結構ですけれども、先日、県の廃棄物対策課に伺ったところ、どうしてこんなに長く設置許可がおりていないんでしょう、なぜですかというふうに聞きました。はっきりしたお答えは出しませんが、ある方が、ある意味時間があるからというふうにおっしゃったんですね。ある意味時間があるから、そこで私も突っ込んで聞けばよかったんですが、余りにも何か正直なお答えが返ってきたので、ちょっと突っ込めなかったんですね。ある意味時間があるからというのは、馬頭処分場建設を急がなくても、十分産廃を入れる処分場はあるし、北沢の不法投棄物の撤去を慌てる必要もないというふうなことにも受け取れる発言だと

いうふうに感じました。また、あるいは予算がないから先延ばしにするのか、そんな誠意のかけらも見えない県に町が振り回されていてよいのでしょうか。産業廃棄物に対する責任と役割は県にあるのです。産廃特措法に基づき、県に対して特措法の適用を申請すること、これが町長の町執行者の責任としてとるべきことだと思います。

先ほどこの許可申請がおりないことに対して、法令の定めに基づき審査中ということであることをおっしゃっただけで、町長のそれに対するお考えを述べていらっしゃいませんでしたよね。こういうふうに長くかかっているのも、町長にとっては、町にとってはちゃんとそのことに対して審査してくれているからありがたいというふうにお考えになるのか、それとも一刻も早く処分場をつくって、北沢の不法投棄を解決してくれとおっしゃっている町長ですから、その件に関してどういうふうに思っているのか、そのお心をお伺いいたしまして、最後の質問といたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今、いろいろお話がありましたが、処分場に関してはもう既に何十回となくこの議会の場で議論をしていますから、私の考えについては議員も十分承知をされていると思いますし、それから、その県の設置許可申請につきましても、先ほど答弁したとおり、県が今審査中であるというふうな状況は聞いておりますけれども、それに対して私が県の審査の内容についてコメントする立場ではないと、このように考えておりますし、処分場そのものについては、もう今まで何十回となく何人もの議員さんから質問がありますし、私は平成14年に町長に就任いたしました。どなたからもこの火中のクリを捨てるような町長なんかやるんでないぞというふうなことで、今までそういうふうなことを言われながら、現在まで約丸々7年この問題に取り組んでまいりました。

私は自分の政治生命をかけてこの問題には取り組んでいくと、こういうことですから、今さら取り下げをするというような考えはございませんので、ぜひひとつその辺のこの処分場の危険性というふうなものに関しても、科学技術の現在の発達からして、そういうふうな問題はあり得ないと、こういうふうに私は考えておりますので、私は今までこの問題に長年取り組んできたわけですがけれども、これは私は自分の政治生命をかけて現在までやってきていることですから、今後もその考え方には変わりがございますので、その辺、十分益子議員もご理解をいただいて、ぜひこの事業にも賛成をしていただければ、これからはいろいろ協議をしながら、この問題解決にご協力をいただきたいと、このように考えて、私の答弁を終わりにします。



議長（小川洋一君） 3番、益子明美さんの質問が終わりました。

小 林 盛 君

議長（小川洋一君） 6番、小林 盛の質問を許可します。

小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 6番、小林 盛です。私、風邪をこじらせまして、大変のどを傷めております。したがって、非常にお聞き苦しいかとは思いますが、新型のウイルス感染ではないということなんで、お聞き苦しい点をご容赦いただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

先ほども町長から処分場に反対している私の質問が同じような質問を繰り返しているというような批判を受けたことがあります。私は感情論で繰り返しているわけではありません。立法機関である国会で制定された法律に基づき、今県や町が推進しようとしていることは法律から外れた違法な行政であると法律論を展開しているわけです。ですから、何回も同じことを聞いたというならば、どちらの言っていることが正しい主張なのかという判断はできません。

私は間違った行政の間違いを指摘し、正しい行政が行われるよう是正されるまで何度でも是正を求めていきます。それが那珂川町町民の安全・安心な生活環境を守ることにつながり、ひいては農産物や特産品、そして温泉郷などへの風評被害から守ることにつながり、何といっても那珂川町はことし3月に策定された那珂川町環境基本計画に基づき、環境との共生をキーワードにした環境のまちづくりを目指しております。美しい自然と共生するまちという看板を掲げた町が、実はその裏で処分場受け入れと引きかえに、県にさまざまな振興策をお願いをしております。処分場誘致の手引きをし、その見返りに振興策をおねだりをするという、まさにさもない行政が行われようとしております。

その結果、八溝県立自然公園に指定されている備中沢の自然を破壊し、那珂川を汚染し、町の上水道への汚染の不安を招き、さまざまな問題を永久的に招くということになります。那珂川町民の那珂川町の次の世代を担う子供たちや孫たちのことを考え、取り返しがつかなくなる前に、今行動しなければならぬわけです。このように議員として重大な問題に取り

組んでいるところですので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

質問に対してきちんと答弁がされれば、それ以上の質問をしようがないと私は考えております。例えば、同じ質問を繰り返すものなら、それなら先ほどこのように答弁したではないかという一言があれば、もうそれ以上質問はできないですね。私は直ちに質問を終わりにしたいと思いますよ。私は議員として那珂川町の将来の発展の大きな阻害要因となる最終処分場をとめるために命がけで取り組んでいるところであります。

では、具体的な質問に入ります。

備中沢への最終処分場の設置許可申請がおくれているという先ほど益子議員の質問があったことですので、同じ質問を繰り返すということはやめてほしいと、避けてほしいという議会運営委員会からの申し合わせがきょう伝えられたので、できる限り重複しないように、角度を変えた質問にしたいと思います。

この件に関しては、町としては処分場設置許可申請の結果の行方ということ余り気にしていないといいますが、全く意に介していないようではありますが、これは実は重大な意味があることだと私は考えております。例えば裁判で言うなら、第1回目の公判の判決が出るようなものだと思っております。まず県は処分場設置許可申請に当たって、その申請理由と計画の内容やアセスの結果など、ありとあらゆる処分場設置にかかわる資料を提示し、住民への一定の縦覧期間を設けて、これは1カ月あったと思うんですが、意見書の提出権を認めているわけです。これは法律で定められていることでもあります。行政不服審査法という法律で定められているわけです。

ですから、私は那珂川町の自然と環境を守る会の会長として意見書を提出しております。それは何のためかといいますが、行政不服審査申し立てをするというために意見書を提出しているわけでありまして。行政不服審査法とは、この法律は行政上の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開くということになっております。そして、簡易迅速な手続により、国民の権利・利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするとなっております。つまり違法な行政や不当な行政による権利・利益の侵害があったことを、上級の行政庁といえますから、県がやろうとしていることですから、これは環境省ということになると思います。私は環境省に申し立てをするということになります。申し立てを受けた環境省は、職権で違法であるか不当であるか、不作為ではないかということ審理するわけでありまして。

ですから、栃木県が備中沢へ処分場設置申請を許可した場合、私は直ちに行政不服審査請

求をすることを県に伝えてあります。処分場設置を認可すべきかどうかの判断を今任されている栃木県廃棄物検討委員会、これは名称が多少間違っているかもしれませんが、私の記憶ではこのような名前だったのかなと思っておりますが、これは各分野、例えば植物であるとか地質学であるとか、そういった分野の専門家、大学の教授といったような人たちが選ばれるようです。約10名ほどでその委員会が、検討委員会なのか審議委員会なのか、そういった委員会が形成されているわけでありまして。そして、その検討委員会の判断に処分場設置が妥当かどうかということがゆだねられているわけです。そこで処分場設置に関して誤った判断をすれば、検討委員会の責任ということにもなりかねないわけでありまして。ですから、結論をなかなか出しかねていると、こういうことだと思います。

私は、この法律から大きく外れた違法性、不当性、そして不作為といったすべてが当てはまるこの処分場計画は本当にあり得ない、白紙にこれは必ず戻るということになると思います。答弁をお願いいたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 先ほども益子議員からの質問でお答えいたしました。やっぱり同じ形になりますが、現在審査中というふうなことでありますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

また、産廃特措法についての質問ですが、3月の議会でも答弁をいたしました。産廃特措法による撤去処理をするには、措置命令をかけた上で代執行を行うこととなりますが、埋め立て処分作業の確保が必要なこと、また撤去費用が回収できず、県の多額な公費負担をするというようなことから、北沢の不法投棄物は、県営処分場を設置をして適正処理をすることが実現可能な最善の方法という、そういう方針であると。特に産廃特措法の適用はそういう意味でなされないと、このように考えておりました。町といたしましても、県の判断を尊重しておりますので、一日も早く最終処分場を設置をして、北沢の不法投棄の処理ができるように、町としても支援をしていきたい、このように考えておるところであります。

それから、県の産業廃棄物.....

6番（小林 盛君） 議長、ちょっといいですか。

議長（小川洋一君） はい。

6番（小林 盛君） 町長、ちょっと私の質問の仕方が間違えまして、1回目は質問項目す

べてを質問するわけだったんですよね。それが1つで……

議長（小川洋一君） 総括がまだ足りなかった。

6番（小林 盛君） 足りなかったんです、はい。

議長（小川洋一君） では、総括を続けてください。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 北沢の不法投棄問題の解決に特措法を適用しないというのは違法な行政ではないかと。法律を適用して迅速な解決を図ろうとしないばかりか、不法投棄物は住民の生活に支障を来すおそれがある。したがって、全量撤去が必要であると新聞や広報紙等で広く町民に知らせ、不安をあおった。備中沢に処分場を設置して、そこに処理するのが実現可能な改善の方法であると、法律を余り詳しく知らない町民を誘導しようとしている、行政としてはあるまじき行為である、このように思います。このような行政の矛盾点について伺います。

北沢の不法投棄問題は、措置命令をかけずに県が処分場を新たに設置して、公共事業として140億円もの税金を投入して、不法投棄の解決を図っているのは法律を無視した違法な行政である。不当な税金の投入であると言わざるを得ません。今までに不法投棄解決に公共事業費として140億円もの税金投入が不当な投入には当てはまらないという説明はされておられません。今回の答弁でその説明責任を果たしていただきたいと、このように思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（小川洋一君） では、改めて答弁を願います。

環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、ご質問にお答えします。

先ほど町長が1点目の設置許可の件と、あと産廃特措法の件について答弁しましたので、私としましては3番目の不当な税金についてのご答弁をさせていただきます。

措置命令をかけずに処分場を設置して解決を図るのは不当な税金の投入であるというご質問ですが、これまでもご説明してきましたとおり、県では、北沢地区の不法投棄物の撤去費用及び処分場等の設置費用は、公的負担を費やさないよう最終処分場の処理料金で賄うという予定と聞いております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） それでは、まず1番目の質問を行います。

この設置許可申請、これが法律から大きく外れた違法性があったり、また不当性、そして不作為といったすべてが当てはまるほど、この処分場計画はでたらめな計画だということ为先ほど言ったわけですが、例えばこの違法性というものは、北沢の不法投棄というものは当然これは犯罪行為であるということですよ。その不法投棄という犯罪を解決するためには、法律が必要であるということですよ。

ところが、平成2年に不法投棄されたこの北沢のごみは、当時はその法律がないと、法律に不備があって、措置命令をかけて片づけなさいという責任の追及ができないということで、片づけようがないということを言っていた時期がありました。

しかし、平成15年に産廃特措法が制定されまして、平成9年以前の不法投棄で、そして住民の生活上支障を来す、あるいは来すおそれがあるすべての事案に対して、措置命令をかけて解決を図ることというような法律ができたわけです。つまり北沢の不法投棄がまさにこれに当てはまるわけですよ。

この産廃特措法というのは、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という長い法律ではありますが、その特定産業廃棄物というのが平成9年以前に捨てられた、その法律によってなかなか解決の糸口が見つけられなかった、その古い産業廃棄物をこの特定産業廃棄物と位置づけをしているわけですね。そして、その産業廃棄物の中で、住民の生活に支障を来すようなごみである、また来すおそれがあるという、この2つに関しては、法律によって片づけなさいと、そういう法律ができたわけです。これが特定産業廃棄物に起因する支障を除去するための特別措置法ということでもありますから、こういう北沢のようなごみのために、わざわざ国会で法律が制定されたと、そういうことでもありますので、この法律が適用できないというようなことは、これはあり得ないことであるので、これは違法な行政だと言わざるを得ないわけですね。

そして、不当性というのは、先ほど言ったように、これは措置命令をかけて、その行為者にその費用の負担をさせなさいという法律で言っているわけでありまして、例えば現行の環境基本法第37条は、原因者負担を規定し、公害の自然環境保全上の支障対策費用、不法行為による被害回復費用は、その原因者、汚染者が負担することとし、また昭和47年度採用のOECDの環境委員会の環境政策の指導原則でも、環境汚染対策に要する費用は、原則として汚染者が負担すべきとするPPPの原則、汚染者負担の原則があることから、北沢の不法投棄問題を一般税金を使った公共事業として処理するということは、原因者負担の原則、PP

Pの原則にも反するということにもなるということです。

そして不作為ですよ。不作為というのは、つまり法律によっていち早くその危険性を取り除くために、早く解決を図りなさいということです。支障の除去ということで、法律によって迅速な解決を図るということをやろうとしないんですね。これは明らかに不作為行為だと思います。こういったことが許可がない理由になっていると思いますが、この違法性についてはどのように考えているか伺います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 設置許可がないということのご質問なんです。先ほど益子議員からの質問にお答えしたとおりではございます。

違法性につきましては、あくまでもこの事業は県事業であり、県の判断を尊重しておりますので、3月の議会でも答弁したとおり、違法ではないと思っております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 違法ではないと思っているというような答弁であったわけですが、時間の関係上、この質問はここまでにします。

2番目に入りたいと思いますが、不法投棄問題という、この犯罪を解決するというのは産廃特措法という法律を適用しないと迅速な解決につながらないのではないかと。那珂川町民の生活上の安全・安心が確保できない。しかもこのように法律から外れた行政を実現可能な最善の方法だと、こういうことを言い続けていることは、法律に無知な町民を誘導しようとしていることで、これはだます行為ではないか。これは不法投棄の適正な解決ではなくて、処分場建設にとっての最善な方法だと。処分場建設のために誘導しようとしているのではないか。この不法投棄の適正な解決にはなっていないと思うが、そのことについてお伺いをいたします。

まず実現可能な最善の方法だという言い方、これは法律で先ほども言ったように、住民の生活に支障を来す、あるいは来すおそれが大きいすべての事案に対して、産廃特措法を適用して迅速な解決を図りなさいというのがこの特措法の法律の趣旨なんですよ。つまり法律でこのように解決ができますよということになっているわけなんです。その法律から外れたことを実現可能な最善の方法だと、こう言っていることなんです。これは明らかに住民をだます行為だと、このように思うんですが、答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 答弁いたします。

住民をだますというようなご質問ですが、あくまでも産廃特措法は県において適用しないということでありまして、町としましても、基本協定において県と町、お互いに確認をし、信頼関係のもとに締結したものでございます。そういうことから、町としましても、県の判断を尊重いたしますので、特措法は適用しないと考えております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 産廃特措法は適用しないと、そういう勝手なことはできないんですよ。法律というのは、国民あるいは町民、我々に権利があるんですよ。その法律によって守られていくという、守ってほしいという、そういう権利があるんです。ですから、栃木県は特措法を使いませんとか、那珂川町は特措法を考えておりませんとか言っちゃいけないんですよ。法律は住民の生活を守るためにあるわけですから、こういう法律があるんですよということを指摘しているわけですから、この法律を適用して解決を図るべきでしょうと、こういう指摘をしているわけですから、法律を適用しませんと言ってしまったらば、これは本当に北朝鮮ですよ。そんな封建的な考えを押しつけたのはいけないと思いますよ。

今、北沢の不法投棄を解決しようとしているのは何が目的なのかということですよ。当然これは町民の安全・安心を守るためだと思っただけ迅速な解決を図るべきだと。それが法律なんですよ。だから、法律を適用しませんというようなことではいつまでも解決できないですよ。これは本当に平成2年に不法投棄をされて、処分場で解決をしましょうなんていうことから始まって、もう本当に20年になるんですよ。何もまだ解決の糸口さえつかめていない、処分場設置で解決を図りますというようなことで進めていますが、実は土地の買収も半分もいってない、面積は半分を超えたと言っていますが、地権者の方から言えば半分いってないんですよ。これは本当に実現などほど遠い話で、これは不可能に近いと、そのように思います。これでは町民の安全・安心はいつになったら確保できるのかということになりますよね。こういったことに関して迅速な解決ができないでいる、特措法を適用しないと切り切っている町としては、この解決がなかなかできないということについては、その責任はどのように考えているか伺います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 町としましては、北沢の不法投棄物を適正に処理するた

めに、県営最終処分場を設置して、その不法投棄物を処理するというので、県と町とで先ほども申しましたように、基本協定を締結しております。それを尊重して、町といたしましても、県のほうに協力して進めたいと思います。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 今、室長が言われた適正に処理をしてということをおは全く適正でない、法律から外れているということをおは言っているわけなんです、町や県が不法投棄を解決しようとしていることというのは、これは行政行為ということになるわけですね。行政行為とは、行政庁が法律の定めるところに従い、その一方的な判断に基づき、国民の権利、義務、その他の法的地位を具体的に決定する行為をおは言います。公権力の行使として一方的事実を認定し、かつ法令を解釈、適用して行う行為、当然法的効果を伴う行為です。こういったことが行政行為ということで、不法投棄という犯罪を解決するためには当然この行政行為という法律に基づいた解決が必要であると。これが適正な解決の仕方であって、今、県がやろうとしている、また町が、今室長が答えた適正な処理ということをおは言っておりますが、それは適正じゃない、不適正な処理であると、そのようにおは思います。どうぞ答弁をおは願ひします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 小林議員の考え方は考え方として、それなりの考え方で意見だと思ひます。しかし、私が前から言っておりますように、やっぱり一日も早く不法投棄物をいわゆる適正な処理をするということが、地域は無論のこと、町民の安心・安全を確保する大きなやはり目標だと思ひます。そういうふうな意味でこの事業に取り組んだわけですし、今までここまで来る経過については、議会の皆さんにも十分理解をおはいただき、そして県でも昨年の2月でしたか、基本協定も締結をおはした。

特に小林議員が指摘されるように、特措法の問題がおはございますが、やはり県はあらゆる角度から検討をおはされて、そして県がこの不法投棄物を今室長が言われたように、適正な処理をするというふうな県のほうの方針ですし、私もその県のほうの方針には全面的に信頼をおはして、町としてのできる限りの支援をおは今行っていると、こういうふうな理解をおはいただきたい、そのようにおは考えておはしますので、当然これに対する取り下げであるとか事業の中止をおは県のほうに申し入れるというふうな考えは益子議員も本当に命をおはかけてこれに取り組んでおはられるとい



う姿勢は十分私も理解しますが、私もやはり政治家というふうなのは、やはり選挙というふうなものもありますから、選挙の洗礼を受けて私はやはりこの那珂川町のためにはこの問題を処理すると。

特に今の那珂川町の現状を考えた場合に、先ほども申し上げましたが、少子・高齢化、人口減少、過疎化、そして産業の停滞、耕作放棄地の増加、林業の荒廃、そういうふうな非常にかつてない状況に置かれているのが那珂川町、まさに100年に1回と言いますけれども、那珂川町ではかつて経験のしたことのない状況にあるということは、小林議員も十分ご理解をいただけたと思います。

そういうふうな中で、知事が言われているように、安全・安心は無論のこと、日本でもモデル的な施設をつくるということですし、それは施設ばかりでなくて、周辺の振興というふうなものについても当然全国のモデル的なそういう地域にしていくと、こういうふうなことを県は言われているわけですから、処分場だけつくったからそれでいいというふうなものでなくて、周辺地域の総体的なやはりこの今の那珂川町の置かれている状況をいかにして活性化に向けたそういうふうな地域づくりをするかということですし、それは町でこの環境基本計画を作成をしましたが、今までのように行政の縦割り制度でなくて、環境というふうな問題から、全庁的に課内が全部連携をして初めてこの地域の活性化に向けて進んでいくと。その1つとして例えば今度イノシシの処理施設ができたということですが、いろいろな形で雇用の場の創出というふうなものも那珂川町にとりましては、人口減少する中でいかに雇用の場を創出するかというようなことも大変大きな課題でありますし、そういうふうな処分場とあわせて、そういうふうな施設もこれから創設することによって、この今の厳しい状況からいかに幾分でも脱却するかということを考えて、ご理解をいただきたいなど、このように思いますし、現状、私が知る範囲で全国にもいろいろな処分場がありますが、現状では大きな問題というふうなものは起きてないと。小林議員が指摘されるように、孫子の代まで危険であるというふうなことですけれども、果たしてそこまで現時点で考えられるかどうかというようなのは、私はちょっと理解できない面もありますので、十分特措法の問題は特措法の問題として、現実の不法投棄されたものをいかに処理をするかというふうなことがまず最優先する事項であると、このように認識をしておりますので、十分その辺のところも小林議員にもご理解をいただければなど、こういうふうに私のほうからお願いをしたいと思います。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔 6 番 小林 盛君登壇 〕

6 番（小林 盛君） 非常に答弁が長かったです、はっきり言って。時間がなくなっていくます。丁寧な答弁ではあったんですが、しかし、丁寧であればいいというものでは決してないと思います。

まず不法投棄問題というその犯罪行為を公共事業で解決しようとしているのは、これは間違いであるし、迅速な解決ができないという答えには全くなっていないと思います。

北沢の不法投棄というものは、平成11年と12年だったと思いますが、2 回ごみの調査をしているわけですね。詳細調査ということで、ごみの調査をし、そして、そのごみが全量撤去が必要だと、有害物質を含んでいるということ、私は決してその有害物質が本当に危険なほど含んでいるとは思ってはいないんですよ。ただ県としては有害物質を含んだ危険なごみで全量撤去が必要だと、下の土まで撤去が必要なんだということを行っているわけですよ。これは完全に町民をそういうふうにな不安をあおったということですよ。これは危険なごみなんだと。そこから流れている水は大変だということになるわけですよ。不安がある町民は当然いるわけですよ。行政がやっているわけですから。そして危険だというごみがなかなか解決ができない。処分場で解決しようなんて言ってもなかなかできていない。

しかし、平成15年にその産廃特措法がそういった結局危険だと、放置できないと、そういうごみを特定産業廃棄物と位置づけをして、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という法律を制定したわけですよ、国会で。10年間の時限立法で。ですから、その時点で北沢の不法投棄は特定産業廃棄物として県が認識をしたごみということになっているんですよ。そのまま放置できない、全量撤去が必要だという報道をしているわけですから、産廃特措法で言う特定産業廃棄物、支障が生じるおそれのあるごみなんですよ。そういうことを認識していながら、法律を適用しないで処分場をつくって解決するのが実現可能な最善の方法だと、これはだましじゃないですか。法律で解決ができるということになっているのに、それが処分場をつくるのが実現可能な最善の方法だと言っているのは、これは完全に住民だましだと思います。答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 町が県のほうに要請したのが平成16年4月ですよ。それから、そういうふうな町の申請に基づいて、県が事業主体となって県営管理型処分場をつくると、こういうふうな経過は議員も十分承知されていると思います。その中で、産廃特措法を活用するとかしないとかいうふうなことは、あくまでも県の考え方でこの事業が今日まで来ているわ

けですから、小林議員が言われる、なぜ特措法を活用しないのか、こういうふうな意見ですけども、県としては県の立場であらゆる角度から検討をされて、県が管理型最終処分場を設置をすると、こういうふうな決定でありますので、ここで特措法に関して私が云々言える立場ではございませんので、小林議員の意見というふうなものは、十分に改めて県のほうにも小林議員の意見として上申をしたいと、このように考えていますので、私の立場から特措法について云々というようなことは差し控えさせていただきたい、こう思います。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 町長、私のほうから差し控えてはいけないんですよ。町長が県に対して特措法という法律を適用して、迅速な解決を図ってください。町民の安全・安心を守るために、できるだけ早く解決をしてくださいと、そういうお願いをする立場にあるんですよ、町長というのは。町民の安全・安心を守ることが町長に課せられている責務なんですよ。そこのところをそんなふうに言われたんでは本当に困っちゃいますね。

それから、特措法の適用は県の考え方でやらないと、こんなことを言っちゃだめなんですよ。県にやってくださいと、そういうお願いをするんですよ。法律があるんですから、きちんと文書でお願いをすれば、県はやらざるを得ないんですよ。これが法律なんです。それを今のような答弁では、本当に那珂川町民は救われませんよ。

例えば北沢がまだ有害物質が流れていないからいいですけど、そんなことを言っていて、有害物質が流れて、みんなそれを知らずにもう井戸水に入っていたと、飲んでいたというようなことになっていたらどうするんです。20年にもなっているんですよ、もう。長い間解決ができないでしょう、そんなことでは。解決しようとしていることが間違っているんですよ。処分場をつくらうということにうまく誘導しようとしているからこういうことになるんですよ。特措法という法律がある以上、我々は一国民としても権利としてこの法律を適用して解決を図ってくださいと、こういうことを今町長にお願いをしているわけですよ。それを町長はその国民の権利というものを無視するつもりですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 先ほど申し上げましたように、やはり町民の安心・安全を守ることが私の考え方の基本であります。だから、そういう基本に基づいて県のほうに要請した経過もありますし、一応県のほうに正式に要請して、そして基本協定も締結をする、そして県がこの事業主体で、いろいろ県としても今の小林議員が言われるまでもなく、いろいろな

形であらゆる面から検討して、当然特措法についても検討された事項だと思います。そういうふうな中で、やはり県に一応要請をしたら、県がその要請に基づいて、県の管理型処分場というふうなことです。今、それに向かって県のほうはその事業の推進をしていると、こういうことですし、いわゆる特措法が平成15年に法制化されたわけですが、この問題はそれ以前からの平成2年に発生した問題でありますし、そういうふうな時間的な経過、そういうふうなものを総体的に県のほうで判断をして、今のような方針で進んでいると、このように理解しておりますし、私が故意に特措法云々というようなことを県のほうに要請しなかったということではなく、いろいろこの事業を推進する基本は、安心・安全のためにどうすべきかというふうなことで協議をした結果がこういう今の方式で進んでいるというふうなことは小林議員も理解をしていただきたいなと思いますね。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） このように丁寧に答弁していただかなくとも、単刀直入に言ってもらえればそれで理解できますので、結局町長の答弁を聞いておりますと、特措法の申請ということが県に対して正式には全く行われていないということです。結局お願いした経緯があったとかいうようなことを言っていますが、行政間でそういうことは口頭でお願いをするとか、そういう問題ではないはずですよ。当然正式な文書で要請をするということが必要なわけですが、それがやられていないということです。この法律というのは、町長とか、例えば知事であっても、裁量権とかそういうことで決められることではないんですよ。決定することができることじゃないんですよ。法律がすべてに優先するんですよ。そして、直接その利害関係にある我々住民がこういう救済のできる法律があるんだから、この法律を適用してくださいということを町長にお願いしているんですから、町長はその町民の命を預かっているわけですから、当然県に対して正式に文書で特措法の適用によって速やかな撤去をお願いしますと、こういうことで町民の安全・安心を確保するということになるわけですよ。

知事はどういうことを言っているかということ、那珂川町から、町長さんから要請があったんで、特措法を適用しなくても違法だとは私は思いませんと、そのような答弁を知事がされているんですよ。本当に驚きですよ。つまり那珂川町の町長さんからは特措法ではなくて、処分場をつくって解決をしてくださいというお願いをされたから、その特措法を適用しなくても違法にはならないんだという知事の答弁であります。これだって本当に町長から幾ら要請されたって、間違った要請であればそれは受けられませんと。法律がこうなっていますか

ら、こういう法律を適用して解決を図るべきですと、そうなるのが当然だと思うんですよ。だけでも、利害関係にあるこの那珂川町の町長が特措法ということを要請しないということは、本当に県にとっては要請がないんだから、やらなくてもいいだろうみたいになってしまいうんです。だから、那珂川町の町長が要請をするということが必要なわけですよ。今からでもまだ10年間の時限立法です。まだ残っていますよ。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今、小林議員の発言からすると、町長、町長と言うけれども、私一人がこれを決めて、県に要請したことではございません。あくまでも議員の皆さんとも何回も協議をして、そうして私は町長ですから、町の代表として県のほうに要請しましたが、私個人でこの問題で知事に行って、個人的に要請したということではございませんし、その件についてはかつての議会で何回も小林議員さんにも説明をしているつもりですし、今の小林議員の発言からすると、私が個人で要請したように聞けますが、これは町民に聞かれると非常に誤解を招きますから、議会で十分に協議をした結果、全員賛成ではなかったことは事実ですが、大勢の議員さんの賛成を得て私は県に行ったわけですから、そういうふうな点では議会の意見というものも十分に尊重して県に要請をしたと、こういうことですので、そのように理解をしていただきたいと思いますし、当然基本協定の締結についても多くの議員さんに出席をしていただいて、私一人がということではなくて、町として、議員さんが町の代表として出席をいただいて、そして締結をしてきたことですので、私個人的なそのようにも聞けますが、これは町民の皆さんがこのテレビで十分聞かれているわけですから、その辺のところは十分に発言については慎重にお願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 議会に相談をかけた。または議会の承認を得たというような町長の発言ですが、議会がこの処分場問題について議案としてこの議会に出されたことは一度もありませんよ。例えば全員協議会のようなところで、この処分場設置に反対の陳情であるとか、そういうことが否決されたとか、そういうことはあっても、それを根拠に町長は言っているんでしょうが、議会で議題としてこのことが議論されたことなんて一度もないんですよ。こんな重大な問題ですが、そういうことを議論は避けて通ってきて、全員協議会のような場所で議員の皆さんだって本当に処分場を設置したほうがいいなんて思っている人は少ないと思いますよ。ただ町長がこれだけ入れ込んで処分場をつくらなくちゃならないということにな

っていれば、町長を支援してきた議員としては、今さらその町長がやろうとしていることに否定できないという立場で、それで賛成に回ったというにすぎないと私は思いますよ。時間がないので、これはもうこれ以上……

議長（小川洋一君） 小林議員、ちょっと水を飲んだほうがいいんじゃないですか。

6番（小林 盛君） ありがとうございます。

議長（小川洋一君） どうぞ。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） ただ、終わりにしたいんですが、とてもとても納得のいくような、不法投棄を特措法を適用しないで処分場で解決するなんていうのは、これは全くでたらめですから、こんなの認めるわけにいかないんですよ。だけど時間の関係もあるので、次に移ります。

公共事業として140億円もの税金を投入して、この不法投棄問題の解決を図ろうとしているというのは、これは先ほどの特措法の中でも、つまり不法投棄者の行為者等に措置命令をかけて、そして費用の負担をさせなさいと。そして環境基本法でもそのように原因者負担というのが原則としてあるということ为先ほど1回目の質問で言ったわけなんですけど、こういった原因者、つまり不法投棄をした、その不適切処理にかかわった、そういった事業者等が負うべき責任を県が公共事業として140億円もの金を出して、そして不法投棄を片づけるということは、これは明らかに不当な税金の投入だと言わざるを得ないわけですよ。先ほど室長がその費用の回収ができるんだというようなことですが、それは処分場を営業していく上で上がる利益ということであって、これは不法投棄者からお金を徴収すると。原則としてその行為者に……

議長（小川洋一君） 大丈夫ですか。

6番（小林 盛君） 措置命令をかけなさいということは、そのごみを出して、その汚した人たちに片づけさせて、その費用を出させるということは、北沢の不法投棄されているごみを片づけるだけではないんですよ。新たな不法投棄を予防すると。厳しい罰則があるということが新たな不法投棄を予防するということにつながるわけですよ。ごみを公共事業で解決をして、その不法投棄者に措置命令をかけないという、この栃木県のこの解決の仕方は本当に不法投棄した人をかばっているとしか言いようがないんですよ。これは本当にでたらめですし、そのために140億円ものお金が出されることは不当な税金の投入ということになるとは思います。答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 先ほどの税金の投入の件ですが、議員言われるように、まず措置命令を当然かけなければなりません、初めに。その次は代執行、代執行するために財源の手当てとして特措法というものがあると思います。ただ、県としてはあくまでも措置命令を現時点ではかけないということでありますので、措置命令についてもかけなければならないんじゃないじゃなくて、かけることができるというような法律で書いてあると思います。そういうことで、県の立場をあくまで尊重していますものですから、町のほうでもそのように協力してまいりたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 小林君。

〔 6 番 小林 盛君登壇 〕

6 番（小林 盛君） 法律を本当に間違って解釈していると思います。これは産廃特措法はこれは平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行を前に不適切処分が行われた産業廃棄物、これを特定産業廃棄物、そしてそれに起因して生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれ大きいすべての事案について今後 10 年の期間内に計画的かつ着実に問題の解決に取り組むこととなっております。都道府県等は特定産業廃棄物の実態を把握するための調査に努め、支障の除去等を行う必要があると判断した事案については、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出すること、これらの手続によって、なおも支障の除去等が完了しない場合には、産廃特措法に基づく実施計画を策定し、特定支障除去等事業を実施すること、不適正処分の行為者及び産業廃棄物の処分に至るまでの間に、その適正な処理の実施を確保する注意義務に違反した者等に対して、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出して、収納除去等の措置を負わせることと法律がこのようになっております。

時間がないので、終わりにします。

議長（小川洋一君） 6 番、小林 盛君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は 14 時 50 分といたします。

休憩 午後 2 時 3 6 分

再開 午後 2 時 5 0 分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

岩 村 文 郎 君

議長（小川洋一君） 5番、岩村文郎君の質問を許可します。

岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） 通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

2項目について行いたいと思います。

まず最初に、町長の再選出馬への決意についてということで質問させていただきます。

町長は、平成17年11月に町民の熱い期待にこたえ、合併後那珂川町初代の町長に当選され、以来、町民の対話の重視を政治姿勢の基本にとらえ、厳しい財政状況の中で、ケーブルテレビ高度化事業などの地域高度情報化の推進や小川保育所の建設着手などの子育て環境の充実など公約に掲げた課題、さらには馬頭処分場の問題の対応など、町が直面する課題に積極的に取り組まれ、着実に成果を上げてこられました。

しかし、少子・高齢化の進展、さらには三位一体の改革に伴う町財政の危機的な状況を脱却するための抜本的な行政改革が喫緊の課題となるなど、21世紀の本町を取り巻く環境は厳しく、さらには追い討ちをかけるように、アメリカ発の世界同時不況の嵐が吹き荒れ、町政の今後が不安視されております。この困難な時代を乗り越えていくため、那珂川町総合振興計画の推進及び将来を見据えた政策を着実に推進していくことが今求められております。

そこで、町長は再選出馬への考えがあるのか。また、今後の町政運営に対する町長の所信をお伺いをいたします。

次に、2点目ですが、那珂川町の農業振興策についてお伺いをいたします。

日本の農業は、高度経済成長期以降は、食文化の多様化などから供給過剰となると、国は一転して減反政策を打ち出すなど、農家は目まぐるしく変化する猫の目農政に耐えて必死に取り組んできました。農業所得の半減、高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増大など困難な課題に直面しています。

このような中、国際競争力のある農業確立を目指すという名目のもと、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策を中心とする戦後最大の農政改革が平成19年度からス



ターゲットいたしました。品目横断的安定対策は、全農家を対象とする品目の補助金をやめ、意欲と能力のある担い手だけに支援をするというものであります。担い手を対象にした施策と地域を対象にした施策がかみ合っこそ重要な産業である農業全体の振興が図られるのではないかと思います。

そこで、町は、農業振興のため、今後担い手対策をどのように進めていくのか考えをお伺いをいたします。

次に、全国的に問題となっている遊休農地対策ですが、先日の下野新聞報道によりますと、不名誉なことに、那珂川町は遊休農地面積は県下最大であります。遊休農地の荒廃を防ぎ、農地を農地として適正に管理するには、所有者及び地域が一体となって農地を保全することではありますが、農地所有者の高齢化や後継者不足であります。そこで、町としてこの問題をどのように進めていく考えなのかお伺いをいたします。

次に、農地・水・環境保全事業と中山間地域直接支払事業ですが、この事業は、農業や農村の多面的な機能を地域全体で維持しようとする活動をへの支援ではありますが、各地域によってその取り組みが温度差があるのが実態のようです。町の総合計画の中で農地・水・環境保全事業や中山間直接支払事業の推進とうたっておりますが、那珂川町においてどのように進めていくのかお伺いをいたしたいと思えます。

1 回目の質問を終わります。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 岩村議員の質問にお答えいたします。

私は、那珂川町が誕生し、初の町長として就任以来、町民と一体となったまちづくりを念頭に置き、公約に掲げました町民参加のまちづくり、活力ある産業の振興、地域で支え合う優しい福祉社会の実現、教育文化の充実、自然との共生を政策理念として町政に当たってまいりました。特に地域の声、町民一人一人の声を町政に反映させ、各地域での行事や各種団体の会合などに積極的に足を運び、町民の皆様との対話を大切にまいりました。町の進むべき指針であります那珂川町総合振興計画をいち早く策定し、豊かな自然と文化にはぐくまれ、優しさと活力に満ちたまちづくりを基本目標に、町の将来像へ向けて新町の土台となる基礎づくりに邁進してまいりました。

特に振興計画の三大重点プロジェクトの1つであります地域高度情報化の推進では、ケー

ブルテレビの高度化事業を推進し、町内全域をケーブルテレビで結び、全町どこでもブロードバンドが可能な先進的な町となり、産業の振興や町民生活の利便性、教育の振興など、大きく寄与できる施設を開局することができました。

2つ目の、環境と共生の推進については、環境基本計画を策定し、人と自然が共生する循環型社会形成の取り組みを具体的にスタートをいたしました。

3つ目の行財政改革推進では、行財政改革大綱及び推進計画に基づき、職員定数や組織、事務事業の見直しなどを実施し、経費の削減にも努め、人件費については、合併時300人の職員を254人に削減するなど行財政の健全化に努めました。その経過につきましては、先ほど橋本議員の質問の中にも具体的な数字を提示したところでございます。

また、福祉関係では、保育所の整備や妊産婦健康健診の助成の拡大など、子育て環境の充実、教育関係では、施設の耐震補強工事を計画的に実施し、安全・安心な教育施設の整備とともに、適正規模の教育環境を目指し、統廃合に取り組んでまいりました。

基幹産業である農林業の振興、商工業の振興、社会資本の基盤である道路網の整備についても積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、ケーブルテレビソフト面での活用の充実や北沢地区の不法投棄物の対策など、事業半ばのものや課題も多くあることも事実であります。議員質問の遊休農地の拡大等も、これから解決しなければならない大きな課題であると、このように考えております。そのような意味から、今任期中に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

再出馬につきましては、幸い健康にも恵まれておりますので、那珂川町の将来、行政の継続性など総合的に考えると、後援会や議員の皆さんのご意見をお聞きし、できるだけ早い時期に決定をしていきたいと、このように考えております。

農業振興策につきましては担当課長より答弁させます。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 那珂川町の農業振興策についての1点目の質問にお答えをいたします。

近年、農業農村の構造の変化に伴い、全国的な問題として、農業者の高齢化、後継者不足の深刻さが危惧されておりますのが実情であります。特に当町におきましては、平成18年に農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を策定し、それに基づき那珂川地域担い手育成総合支援協議会を設置し、農業者への支援を行ってまいりました。また、認定農業者数は、品目横断的経営安定対策の推進等を行い、着実に増加してまいりました。現在、131名の認

定農業者、4つの集落営農組織がございます。

今後、担い手の確保については、現在の認定農業者、生産組織の維持確保をすることはもとより、新規農業認定者の掘り起こし活動や新規就農者、Uターン者の確保ため、県関係機関と連携を図りながら支援を行うなど、担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、農業振興策の2点目の質問についてお答えをいたします。

遊休農地対策については、耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、耕作放棄地の所有者や周辺農業者など引き受け手となる者の対応などは地域によってさまざまであり、耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多用な主体の参画・協働と、その発意や創意工夫によるきめ細やかな取り組みが必要と考えております。国で制定された耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱により、JAなす南等、農業関係機関等で組織する那珂川町耕作放棄地対策協議会を設立し、国の支援の受け皿とし、今後の対策について協議を重ねてまいり、また、国の経済対策の耕作放棄地再生利用緊急対策の交付金等を有効活用し、進めていく考えでおります。

続きまして、農業振興策の3点目の質問にお答えします。

農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用排水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域協働の取り組みと環境に優しい先進的な営農活動を支援する目的で、平成19年度から平成23年度までの5年間の継続事業であります。現在、町では8地区338ヘクタールを対象に取り組んでおりますが、平成24年度以降、事業が継続されれば、対象面積の多い小川地区を重点に推進していく考えであります。

また、中山間地域等直接支払制度は、農地の保全やその多面的機能を増進する活動に対して交付金が支払われるもので、平成12年度から行われております。町においては、馬頭地区の70集落310ヘクタールを対象に取り組んでおります。本年度で2期対策が終了となります。本事業が平成22年度以降も継続されるよう、栃木県中山間地域活性化推進協議会の関係市町村で、国・県等に要望活動を行っているところであります。こちらの事業に関しても、特に今問題となっている遊休農地発生防止に重点的に取り組むよう推進しているところであります。

以上です。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） また再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長から答弁をいただきました。いろいろ勘案しながら、後援会とも相談しながら決めたいということですが、10月いっぱいという任期でございますので、ぜひ早い決断をお願いをしたいと思います。

先ほど町長から健康には自信があると聞いておりました。町民の多くは、町長も年もいっているし、健康は大丈夫なのか、体調のほうはどうなのかという声も聞いておりました。先ほど町長の自信があるという声を聞いておりますので、安心をしておりますが、ぜひ早い決断をお願いしたいと思います。

そこで、1点お伺いしたいと思います。

先ごろ下野新聞でちょっと見たんですが、那須烏山市の大谷市長が、那珂川町と合併を進めたいというコメントというか、新聞で読みました。その点について、町長に大谷市長のほうから何らかの申し入れがあったのか、またそういう相談があったのか。また、町長としてそれをどんなふうにご考えているのかお聞かせいただければと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 先ほども益子議員、小林議員の質問の中でお答えをいたしました。那珂川町の現在の課題としては、やはり少子・高齢化、人口減少、過疎化、そういうふうな状況の中で、これからの町の政策として、自然環境の保全、生活環境の向上、環境の創造というふうなことを答弁いたしました。いわゆるこの那珂川町をこれから活性化させていくためには、那珂川町版のグリーンニューディール政策でもってこれからのまちづくりに努めていきたいと、こういうふうにご考えておりますし、それから、答弁の中でも話を申し上げましたが、この総会時期に各種団体等にも参りまして、いろいろ多くの皆さんと話をし、考え等をお聞きしましたが、やはり町が合併をして、一番先に取り組んだ両町の一体化というふうなものが、この3年有余で大きく前進をしたと。やはり総体的には合併をしてよかったなと、それぞれの特性を出しながら、事業の拡大、組織の充実が図れたことは、やはり合併の大きな効果であると、そういうふうなことで、今町民の皆さんが積極的に町民参加のまちづくりという町の方針にのっとり、それぞれに活躍をされているというようなことも事実でありますし、そういうふうな姿を見て、大変私はうれしく、合併してよかったなと、そういうふうな考え方でございます。

そういうふうな中で、今のご質問の那須烏山市からの合併問題が新聞等で報道されておりますが、私自身には、町に対しては何ら那須烏山市さんのほうからのお話はございません。私はやはり現体制でもって、せつかくこの両町が一体化して、皆さんがその方向で真剣に取

り組んでいるという姿からして、今さらまた新たな合併というふうなことを考えますと、町民が大きく混乱するのではないのかなと。いろいろ国の段階では道州制の問題とかいろいろ論議をされておりますが、この那珂川町といたしましては、現状、財政面でも健全な形での財政運営がなされておりますし、今さら合併をして果たしてどれだけメリットがあるのかなと。メリットよりも町民が混乱するのではないかと、こういうふうな考え方でありますので、やはりこの環境基本計画と町の総合振興計画というふうな中で、この那珂川町は必ずや将来の環境の世紀と言われますし、地球温暖化の問題等にも町自体として十分対応できるのではなからうかなと、こういうふうな考え方でありますので、私自身としては合併をすると、そういうふうな考えはございません。あくまでも那珂川町は当分の間、単独で十分に町政の発展が図られると、このように考えております。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） ありがとうございます。私もこの合併は、合併してまだ4年、5年しかたっていないということで、まだまだ軌道に乗っていないというふうに私も思っています。やっぱり今後の合併の効果というのは10年、またそれ以上たたないと軌道に乗ってこないというような考え方をしておりますので、町長もそういう考え方で、ちょっと心配したものですからお聞きしました。先ほども申し上げましたけれども、ぜひ早いうちの決断をお願いをしたいと思います。

それでは、次に、農業振興について3点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、担い手対策ですが、先ほど課長のほうから那珂川地域担い手育成総合支援協議会というので検討しているということなんですが、これはどういうメンバーで、どういう内容の活動をしているか、ちょっと聞きなれなかったものですから答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ただいまの質問の那珂川地域担い手育成総合支援協議会のメンバーと活動内容についてでありますけれども、メンバーにつきましては、町、農林振興課、農業委員会、農協、南那須振興事務所、農業共済組合等などで組織をしております。

活動内容といたしましては、担い手の視察・研修とか全国担い手サミットの参加あるいは農業担い手躍進大会など、そういった各種研修会に参加しております。また、農業経営個別相談会とか、経営改善審査会などの担い手対策に取り組んでいるところでございます。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） ありがとうございます。

那珂川地域担い手育成総合支援協議会というメンバーも聞きました。それぞれの農業団体の方で組織しているようでございますが、もうちょっと学識経験者というか、農業を実際やっている方で、かなりの年配と言わないけれども、経験のある方などにもアドバイスしてもらえたらいいのかななんて思っていますので、ぜひそんなことを検討していただければ。

活動内容については、ぜひそういうことで、いろいろな研修・視察などぜひ実施していただきたいというふうに考えております。

次に、国の政策で、今度の21年度の補正、2次補正で入っていますが、農の雇用対策ということで、県においては農業会議は事務局と聞いております。これもやっぱり後ほどお聞きしますが、遊休農地対策でふやさないとということで、ぜひ大きい農家、家族労力でちょっと足りない、人手が欲しいという農家にまたこれは研修目的で各農家に入るわけなんです、そのあっせんなり、また詳しい内容などをぜひこれからPRなり、これは21年度の事業ですので、1年間の事業ということで、ぜひそんなことも取り組んでいただければということで、このことについて課長のほうからもしありましたらお願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ただいまの農の雇用対策についてであります。先ほど新聞で今回の追加経済対策の中に盛り込まれた事業になっているかと思っております。それで、まだ具体的な事業内容、要綱・要領等が町のほうも見ておりませんので、今後事業内容の推進に努めまして、町に合ったよい事業であれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） そういうことで、ぜひ早い情報を農家に流していただきたい、このように思います。

次に、先ほど課長のほうから集落営農組織を那珂川町で4地区結成して進められているという報告もいただきました。多分また馬頭地区で2集落、小川で2集落かなというふうに思っていますが、この集落営農組織をした団体の今の現状、取り組み、また今後の課題、問題などありましたら、また報告、答弁をお願いをしたいんですが、ひとつよろしくお願いま

す。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 集落営農組織でございますけれども、現在4つの集落営農組織が設立されております。それで、この現在の4つの営農組織につきまして、短期間で設立された組織になっておりまして、今の国のほうの所得安定対策の取り組みとかは共同加入、それと、あと会計の一元化など、これから集落内で話し合っていてやっていかななくてはならないことがたくさんございます。そういった中で、今後は所得安定対策への加入とか会計の一元化について、今後指導してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） この集落営農というのは本当に難しいというか、なかなか進まないのかなというふうに思います。というのは、それぞれ利害関係、また人間関係、この集落が一つになって目標を決めて進んでいくわけですから、これは難しいなと。多分課長もその辺は認識されているのかなと思います。

私のほうからちょっと1つ提案なんですけど、先ごろ近畿地方の農業視察をちょっと行ってきまして、集落営農じゃなくて、何人かにそれを全部集落の農地やら機械などを提供して、営農組合を組織して、そして大きな面積をやっている。これはもういいことだなと思って見てきたんですが、そういうことをこの集落営農、国からの勧めで進めなくちゃならないということじゃなくて、この地方に、那珂川町に合った、そういう集団、集落営農生産組織というものをやっぱり考えていかなきゃならないのかなというふうに思います。そういうことで、ぜひ今後検討をしていただきたいと思います。かなり先ほど課長が言いましたように問題があるようですので、ひとつお願いしたいと思います。

次に、若い後継者、青少年クラブ、よく言う4Hクラブ、また農協青年部の皆さん、何人かおられるわけですが、非常に悩んでいる方、これから将来どうするんだと。実際やっても考えている方というのはいるような話を聞きます。これはやっぱり将来の生活設計、営農設計がなかなか立てられない。その年、年によって農政が変わる。そして、今は所得に足りない部分を補うという方式なんです。だけれども、やっぱりこれからは若い人に希望を持ってやってもらうのには所得補償、これは必ず補償しますよ、そういう方式を持っていかないと、やっぱり若い人というのはついてこれないというふうな感じがするんですが、課長、そんなところはどのようなふうにお考えですか。もしありましたら。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 後継者がなぜ育たないかということにつきましては、那珂川町の農家の状況を見てもらえばおわかりかと思えますけれども、那珂川町と言わず南那須地区でもそうなんです、農家1戸当たりの耕作面積が非常に少ない。そういう中で、南那須の農業統計によると、農家1戸当たりの所得が年間100万円ぐらいしか所得がない。そういうことで、農業だけの収入ではとてもやっていけないというのが現状だと思います。そういうことで、なかなか後継者が育ってこないということだと思います。

こういった状況の中で後継者を育てていくのには、これから今の国の政策に合ったような形に農地の集約化を図っていったり、また集約された農地を担う担い手とか認定農業者が重要になってくるかと思えます。こういった中で、この認定農業者とか担い手を重点的に支援をして、今後農業後継者の確保を図っていきたいというふうに考えております。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今の農業の厳しい状況の質問であります、過日の新聞でも、パナソニックの年間の売り上げと、それから日本全国の農家の売り上げでは、パナソニックのほうが売り上げが多いと。パナソニックは従業員が30万人、日本の農民が299万人だと。その299万人と30万人のパナソニックでは、圧倒的にパナソニックが多いということは、いかに農業の生産性が低いかというふうなことでありますし、その担い手不足というのは、やはり所得の問題が、所得が低いから農業離れをします。これは林業も同じことなんです、そういうふうな面で、やはり今課長が言いましたように、いかにコスト削減を図るか。このコスト削減を図るためには、農地の集約化というような問題がありますが、簡単に集約化といいますが、非常に先ほどの集落営農と同じような問題で、大変難しい問題がありますが、この那珂川町で現在500ヘクタール以上、パーセントにすると約18%近い農地が耕作放棄地になっているというようなことで、町としてはこの重要な資源をいかに有効活用していくかというようなことイコール耕作放棄地の解消ということですが、大変難しい問題がありますが、これらを解決することによって、その基幹産業の農林業の振興ということになりますので、そのように町としてもこの問題に対して真剣に取り組んでまいりたいと思えます。

それから、当初の質問で、後援会や議員の皆さんの意見を聞いて、できるだけ早い時期に決定をしたいということですが、私としましては、前向きで、早い時期に出馬の表明をしたいと、こういうことで、早い時期という、決めたいということは、そういうふうな前向きで考えておりますので、そういうふうな意味でご理解をいただきたいと思えます。いろ



いろ町の大きな少子・高齢化の問題もありますし、雇用の問題もある、そういうふうな問題を、いかに那珂川町版のグリーンニューディール政策で町の活性化を図っていくかというように大変重要なことでもありますし、私も今までの長い政治経験というふうなものを生かして、この地域の振興に取り組んでいきたいと、このように考えておるところですので、岩村議員初め、多くの議員さんのご理解、ご協力をぜひお願い申し上げたいと思います。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） では、次の質問に入ります。

遊休農地対策について再質問させていただきます。

先ほど課長のほうから耕作放棄地再生利用緊急対策事業ということで、ちょっと長くて聞きなれない言葉なんですけど、これがことし国の21年度の事業の中で入ってきました。これを地域で結成をして対応をしていくということになっておるようです。これの設立について、また今後どうするかということがありましたら、お願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 先ほどの耕作放棄地再生利用緊急対策の交付金等の活用ということをお話ししましたが、その中には農地の再生利用活動を図るために、障害物の除去とか深耕とか整地など、そういった荒廃程度に応じて、国のほうで5万円から3万円まで支援する事業等もございます。

あと、農地の有効利用に向けた簡易の整備に対する支援、これにつきましては事業費が200万円未満の農地とか農業用施設の簡易な整備を支援する事業がございます。いずれにいたしましても、この事業を実施する要件といたしましては、地域協議会が設立されていないと地域協議会がないと、受け皿がないとできないことになっておりますので、今後町とか農協あるいは農業委員会、各種関係農業機関等あるいは先ほど言われた学識経験者などを含めた町の耕作放棄地対策協議会を設立して対応してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） これは本当に最近この前の国会で通った事業かなというふうに思っています。前にこっちにこういう資料が入りましたので、ちょっときょうは質問させてもらいましたが、いろいろ制約、採択要件がございますが、これは国から直接の事業かなと思います。ぜひ遊休農地になった農地を開墾して、また農地に戻すというのはかなりの労力と費用

がかかるといふふうに思っています。ぜひこれからは遊休農地をふやさないという方向でや  
っぱり進めていかなくならないといふふうに考えています。

そういうことで、これからみんなでいろいろな方と知恵を出し合いながら、那珂川町から  
遊休農地をふやさない方法をとってまいりたいと思っています。ぜひ遊休農地になっていた、  
また優良農地に再生できるという農地はまだまだあると思います。それをぜひこういう事業  
を利用して、機械の購入なり費用なり、いろいろ研修会等の費用も出るようですから、ぜひ  
進めていただきたいと思います。特に農業は農機具を使わなくちゃなりません。そういうこ  
とで、この農機具の購入費を協議会が全部管理運営をするというような形なんです、ぜひ  
お願いをしたいと思います。

この遊休農地に、先ごろ県内で何カ所か、正確な遊休農地のアンケートをとったと聞いて  
おります。その面積についてちょっとお聞きしたいと思います。この前の新聞の報道では、  
県内の各市町村のは余り正確な実態調査を行っていないというような中で、那珂川町が一番  
多いという汚名を課せられたような気がしますので、そういうところで、もしわかっていま  
したら答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 那珂川町の遊休農地について新聞等で報道になった面積につ  
きましては、町の農業委員の方が一筆調査をしまして、調査した面積になっております。新  
聞報道になったあの面積については、県から聞いた内容ですと、茂木町のほか2町が那珂川  
町と同じような一筆調査をして、遊休農地の面積を出したということを県のほうから聞いて  
おります。

そういった中で、調査した面積につきましては、草刈りなどをすれば耕作が可能な土地、  
これにつきましては154ヘクタール、それと基盤整備をすれば耕作可能な土地という土地に  
つきましては214ヘクタール、森林・原野化し、農地の復元不可能な土地につきましては95  
ヘクタールで、合計で463ヘクタールとなっております。

一応あと今年度につきましては、この後補正でも計上になるかと思えますけれども、農業  
委員会のほうで小川地区の一筆調査を実施いたしまして、一筆調査の項目の中には遊休農地  
をどのようにしたい、貸したい、もう耕作する意思がないとか、いろいろとそういった項目  
もございまして、そういった一筆調査を今年度は小川地区を実施して、今後の遊休農地を  
ふやさないような方策として取り組んでまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔 5 番 岩村文郎君登壇 〕

5 番（岩村文郎君） 今、面積の報告がありました。154ヘクタールは何とか草を刈ったり、ちょっと手入れすれば再生可能だというようなことであります。この面積を少しでも減らせるように、みんなで頑張っていきたいと思います。そのほかの214ヘクタール、あとはもう原野になっている95ヘクタール、これはもう完全に原野になっていますので、再生不可能というふうに見ていたほうがいいのかと思います。そういうことで、ひとつ先ほども申し上げた、またお願いもしましたことも踏まえて、対応いただきたいと思います。

時間もなくなりますので、最後に、農地・水・環境保全事業についてと中山間直接支払事業についてお伺いいたします。

この事業が先ほどの報告だと、中山間直接支払事業は本年度で終わりというようなことに聞きました。この事業は、いろいろな方面からこの制度のおかげで、農作業などの地域の共同作業がよみがえったと、この制度は本当にすばらしい事業である、ぜひこれは続けていただきたいという声も聞いております。ぜひそんなことを踏まえて、今後のこの事業の見通し、恐らく国・県に働きかけをしなくちゃならないというふうに思いますが、農林振興課としてどのように考えているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 農地・水・環境保全対策向上あるいは直接支払いについては説明したように、直接支払いについては今年度21年度で終わりになります。先ほども説明しましたけれども、今、国・県等に事業の継続について要望をしているところでございます。町の見通しといたしましては、今後も多分継続されていくのではないかなと、このように見ております。

以上です。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔 5 番 岩村文郎君登壇 〕

5 番（岩村文郎君） ぜひそのように働きをかけていただきたいと思います。この事業がもう打ち切りとなりますと、ますます先ほど申しましたように、遊休農地がふえていってしまうというようなことになっていきますので、ぜひこれは続けていただきたい。また、これがないと、それぞれの集団、土地改良区地域がばらばらになっていってしまいますし、そんなことのないようにしていきたいと思います。

最後に、この農地・水・環境保全の該当する地域と中山間直接支払いが該当する地域を除

いて、この那珂川町にどのくらい、これに該当しない支払いを受けていない地域というのはどのくらいあるか、もしわかりましたら。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 那珂川町の水田面積が約2,000町歩と私は記憶しております。そのうち農振農用地地域内の事業に該当している面積につきましては、先ほど言いましたように、農地・水のほうで337ヘクタール、先ほども言いましたように、直接支払いのほうでは約310ヘクタールが対象面積となっておりますから、田んぼとして残っているのが約1,400町歩ぐらいがまだ事業の網がかぶっていないところがあるというふうに認識しております。

また、あと中山間の直接支払いにつきましては、事業の採択要件が1団地1町歩1ヘクタール以上で、2戸以上ということになっていきますので、それに該当しない小面積のところは旧馬頭地区の中山間にも残っているところがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） かなりの面積が恩恵を受けて、それぞれの地域で頑張って、農道なり農地なりを管理をしているようです。この支払い、また事業に参加されない、また制約がありまして参加できない農地、また地域がかなり今の数字から見るとあるようです。これは特に馬頭地区では東部地区、あと小川の地区もあるかと思うんですけども、これは国からはそういう制約がありますので出せないんですが、町独自でこの事業をそういう受けていない地区に少しでもやっぱり農地を管理したり、農道を管理したり、水路を管理したりという、そういう助成をしたらば、先ほどの遊休農地も少なくなるんじゃないかな、またその地域の連帯感というのもできてくるんじゃないかなというふうな考えをするんですが、ぜひ課長でも町長でもいいんですが、この町独自のこういう農地を守る事業をつくって支援していくというのは、私のほうの提案なんですけど、いかがなものか、もし答弁いただければありがたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今の直接支払補償も、議員が指摘されたように、いろいろ制約は課長からありましたが、地域によってなかなか集落営農と同じように、集落がなかなか一体化できなくて、町のほうでは積極的に指導しても、地域でそういう合意ができないという地域も

町のほうでも積極的に指導はしているんですけども、地域によってはまとまらないというふうな、そういうふうな地域もございます。私もたまたま栃木県中山間地域推進協議会の副会長という立場もありますので、県は無論のこと、農水省等にもそういうふうな要望活動をしているんですが、最終的に地域の皆さんの協力というふうなものも必要ですから、今、議員指摘のように、新たな国の地域活性化交付金等も活用して、そしてより一層地域の直接支払補償制度に加入するようなことを担当課のほうでもいろいろ考えておりますので、そういうふうな方向で今後進めてまいりたいと、こう思います。

議長（小川洋一君） 岩村文郎君。

〔5番 岩村文郎君登壇〕

5番（岩村文郎君） 前向きに検討するという事なんで、ぜひそういうことで条件の悪いところ、不利な条件のところの農地をやっぱり守っていくということが地域の活性化、また災害とかいろいろな面で多面的な機能を持っていますので、守っていくということにもつながっていきますので、ぜひ町の費用、税金を使っても仕方ないのかなというふうには私は思っています。そういうことで、今後いろいろな分野から皆さんと知恵を出し合っていかなければならないのかなと思っています。農工商連携ということも皆さん聞いたことがあるんですけど、農業と商業と工業とみんなで携えて地域を守ろうよと。いろいろな方面からの連携によってまちづくり、地域づくりができるというふうに私は考えています。私もみずからそういう方向で取り組みながら、この農業の問題を進めてまいりたいというふうに考えております。

きょうは課長、町長から前向きの答弁をいただいてありがとうございました。そんなことをお礼を申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（小川洋一君） 5番、岩村文郎君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は15時55分といたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時55分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

川 上 要 一 君

議長（小川洋一君） 8番、川上要一君の質問を許可します。

川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8番（川上要一君） 8番、川上要一です。よろしくお願い申し上げます。

本日最後の質問者となります。皆様お疲れでしょうが、質問通告に従いまして、40分間と申し上げてありますので、傍聴の皆さんも帰られたみたいなので、皆さん、気軽に建設的なご答弁をお願いを申し上げます。

2項目質問させていただきます。

初めに、県の財政健全化プログラムの1,419事業見直しによる那珂川町への影響について質問をいたします。

危機的な財政状況に陥っている県は、とちぎ未来開拓プログラム（財政健全化プログラム）の試案で、県の全事業3,275事業のうち1,419事業の見直しで、収支の均衡した予算編成の実現化に向けて、知事は引き続きさらなる見直しをして、9月に正式決定をしていくと発表して、新聞でも発表されました。

試案の中では、大規模建設事業の休止や新規公共事業は原則実施しないとしております。そこで、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1つ目として、那珂川町にも影響が及ぶと思われませんが、具体的にどのような事業に影響が出てくるのかお伺いをしたいと思います。

2つ目に、この試案では聖域なき削減・事業休止と打ち出しているようですが、我々の那珂川町、県東部地域は道路等インフラ整備も県央、県南地域に比べまして立ちおかれて格差が広がっているのが現状でございます。9月の正式決定までに県民の意見、関係団体などと協議を進めていくと知事も発表しておりますので、関係市町で、また那珂川町単独で強く県にそれらの要望をしていかなければならないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

次に、2番目に、那珂川町環境基本計画の具現化に向けて質問をさせていただきます。

平成17年10月に那珂川町環境基本条例が制定され、さらに今春3月、環境保全の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、那珂川町環境基本計画が策定されました。その計画の推進は、住民、事業者、行政による参画と協働によって実行するとされておりますが、環境基本計画の具現化に向けて、特に次の点についてお伺いをします。

(1) ですが、環境教育・学習の推進が重要と考えられますが、特に児童・生徒の教育、学習及び住民の参画と協働についてお伺いをしたいと思います。

次に、地球環境保全・温暖化防止に向けて、新エネルギーの研究・積極導入が急務と考えられます。バイオマスプラント、太陽光発電等への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

次に、前項の太陽光発電については、当地域が全国でも屈指の日射量を有効に広くPRしまして、新エネルギー開発を目指す企業、カーボンニュートラル企業の誘致を積極的に推進してはとありますが、お考えをお伺いします。

最後に、家庭でできる温暖化対策、全町民参画の大運動を展開してはとありますが、この点についてお伺いします。

以上、2つの質問をよろしく願い申します。

議長(小川洋一君) 答弁願います。

町長。

[町長 川崎和郎君登壇]

町長(川崎和郎君) 川上議員の質問にお答えいたします。

県の財政健全化プログラムによる那珂川町への影響の質問であります。先般、県よりとちぎ未来開拓プログラムの試案が発表され、市町村長会議において概要が示されたところであります。栃木県の財源不足の解消や安心・安全の確保、新たな行政ニーズの対応という趣旨ではあります。公共事業や市町村の補助制度の見直しなどが盛り込まれているため、当町におきましても、その影響を懸念しているところであります。

まず、那珂川町への影響の質問であります。生活路線バス運行補助金の見直し、所得制限の導入による子供医療費や妊産婦医療補助金の見直しなど検討されております。

一方で、財政力指数に応じた補助率の導入ということですが、那珂川町は県下で一番財政力指数が低いということで、県では3段階に分けて、この財政力指数によりまして補助率を決定をしていくと、こういうことです。そういうふうな意味からしても、県単農業農村整備事業補助金や浄化槽設置整備補助金などについては、那珂川町にとって現在の補助率

より有利になるものと考えております。このほか、県事業である道路や河川の改良工事などの公共事業の見直しや県の施設の見直しなども掲げており、今後具体的事業名が示されるものと考えております。

また、那珂川町を含め、県東部地区のインフラ整備充実には南那須地区を初め、広域圏での連携も重要であると考えております。特に宇都宮市や高速道路からのアクセス道路の整備など、住民のニーズや現状を踏まえ、関係市町での連携が必要と考えております。先月、県から説明があったわけですが、今後、町の影響を試算し、9月を目途とする本計画決定まで市町村長会議が数回開かれまして、協議を重ねてまいる、そういうふうな予定になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他につきましては、教育長、担当課長のほうから答弁させます。

議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） 議員には日ごろから教育行政全般にわたりまして、ご協力、ご支援いただきますこと、まずお礼申し上げます。

私のほうからは環境教育についてお答えを申し上げます。

今環境問題は、国のレベルを超えて、地球規模で今喫緊の問題として種々対策が練られているところであります。本町でも環境基本計画をベースにして、それぞれ学校において環境教育に力を入れているところであります。中でも児童・生徒の環境教育については、持続可能な社会の構築のため、各教科の中で学習に取り組んでいるところであります。学年に応じて取り組みをしておりますが、例えば環境教育の初歩といたしまして、第3学年では、理科の時間に身近な自然の観察という題で学習しておりまして、生態系の学習の初歩と位置づけて環境教育をスタートさせております。

また、本町では、国や県あるいは各種団体、町関係各課、地域のボランティアの方々などの協力を得まして、環境教育もまた推進しております。具体的に申し上げますと、平成19年には馬頭西小学校において、4年生の総合的な学習の時間、わくわくタイムということで、我ら環境調査隊というテーマを設定して、子供たちが自分たちの住んでいる地域の環境に目を向けることを通して環境を考える学習を行いました。さらに本年度は薬利小学校において、県のエコチャレンジスクール支援事業の指定を受けまして、森林の大切さやエコライフの必要性、地球温暖化防止に向けた省エネルギーの実践活動について取り組むことになっております。



このほか今期定例会の補正予算で計上しておりますが、馬頭小学校が国の指定を受け、エネルギー教育推進事業の実施を計画しております。

また、生涯学習においては、親と子が触れ合いながら学習できる体験型講座として、親子わくわく塾を河川や野山をフィールドとして年間5回シリーズで開設しております。また、小学校1年生から6年生の児童を対象に、那珂川町の川、山、自然へ飛び出せと題して、ネイチャークラブ、イチゴクラブを年間7回開催し、子供たちだけで遊びを通して自然体験、環境学習講座をできるように配慮しております。

今後、町の環境基本計画が作成されたことを機に、共通の目標、テーマを設定し、全町の学校を挙げて環境に関する教育学習をなお一層推進したいと考えております。

いずれにしても、環境教育の最大の教材は家庭や地域にあります。今後とも保護者や地域の方々にご協力いただきながら環境教育を進めていきたいと思っております。皆様方にもどうぞ今後とも学校の環境教育についてご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、住民参画と協働に関しては、担当室長から答弁申し上げます。

以上で終わります。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 引き続き、私のほうでは参画と協働について、及び2番、3番、4番の順にお答えいたします。

まず、参画と協働ですが、地域の皆さんや事業者、行政で構成する組織づくりを行い、この中でごみの減量化に向けたごみ分別やエコバッグ運動など、多くの皆さんが参加できるような環境にする行動目標を設定し、町が一体となった取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

次に、2番目のバイオマスプラントや太陽光発電の取り組みですが、議員ご指摘のとおり、二酸化炭素排出削減や地球温暖化防止等に有効と考えております。

環境基本計画においても取り組むこととしております。まず、バイオマス事業については、中・長期的な取り組みとして位置づけ、循環型社会の構築を目指し、基礎調査から段階的に進めたいと考えております。太陽光発電につきましても、国や県の政策と一致しており、成立した国の補正予算にも該当することから、ランニングコスト等も考慮した上、教育施設などへの設置に向けて取り組みを進めたいと考えております。現在建設中の統合小川保育園は太陽光発電を取り入れているなど、環境に配慮した施設になっております。

次に、3番目の全国でも屈指の日射量を生かした新エネルギー開発関連の企業の誘致につ

いてですが、バイオマス事業と連動させたほうがより効果的であり、雇用の拡大にもつながりますので、バイオマス事業とあわせて研究をしていきたいと思っております。

次に、4番目になります。全町民参加の地球温暖化対策の運動についてですが、身近にできる取り組みとして、環境基本計画の周知とごみの分別、生活排水処理の普及を目的とし、今年行政区のご協力を得ながら、6月23日から8月10日まで19会場で、夜になりますが、啓発活動を展開いたしたいと考えております。その上ではさきに申し上げた地域住民の皆さんと事業者、行政から成る組織を立ち上げ、環境のまちづくりを推進したいと考えております。

なお各課と連携し、本計画を具現化するため、環境のまちづくりに要する経費を今回の補正予算に計上させていただきますので、よろしく願いいたしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 町長、教育長並びに担当課長から答弁をいただきました。

まず初めに、県の1,419事業の見直しによる影響についてでございますが、大変な影響があるんだなということを改めて感じさせられました。また、財政力指数によって施策を分けていくということから、那珂川町では有利に働く事業も多くあるということもお聞きしました。この決定が9月にされるわけでございますが、決定までには先ほども申し述べましたが、やはり中山間地を抱えた県東部地区は、道路等インフラ整備も県央、県南地区と比べて相当格差が出ております。そういうことを踏まえましても、公共事業を聖域なしに削減、中止をするというようなことで、本当にびっくりしておりましたが、調整をして、それらも今後9月までには皆さんの意見を取り入れていきたいというような知事のお話でありますので、先ほども町長が答弁されたように、この地区で市町長が力を合わせて何とかこのちょっとおくれた県東部地区にインフラ整備をとめないでほしいというような強い要請をさせていただきたいと思うわけでございます。影響がいろいろなものに響いてくるわけでございますが、まだ仮定のことでございますので、それらについてはとどめておきますが、（2）の再質問に入らせていただきます。

県の財政健全化に向けてやっと道筋が定まったようであります。この財政健全化、当町においては平成18年に行財政推進協議会、改革推進協議会が早くから立ち上げられてきたところであり、実質的なその結果もその数値が出ております。町職員数の適正配置において

も、計画以上に進んでいるということ为先ほど先番の議員の質問にも町長の答弁がありましたので、今回の県の財政健全化案は当町の行財政改革の後を追いかけているようであるのだなというようにこの間は感じられたわけでございます。

いずれにしましても、県の財政破綻を回避するためには避けて通れないことでございますので、理解はできます。しかし、どんな社会情勢でも地域住民の生活を守っていかなければならないものは絶対守らなければならないというのが、これはやはり私どもに課せられた使命かなというふうに考えられます。そのような絶対守らなければならない必要なインフラ整備、子育ての施策とか、老人高齢化対策、教育の施策とか、その一線を踏まえて執行部、町長には県に強く検討を申し入れて臨んでいただきたいと思うわけでございます。このことについて再度町長のご答弁をいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 先ほど申し上げましたが、市町村会議につきましては、7月1日と23日の2回がございます。また、7月22日は首長のブロック会議がことしは南平台が会場で開催をされます。そういうふうな機会をとらえまして、特にこの議員ご指摘の地域が一体的な県に対する要望とすべきであるというようなことでありますので、特にこういう機会をとらえて町の要望を積極的に出していきたいと思っておりますし、また町独自としましても、知事に直接、特に既に計画にはなっておりますが、小川清浄場線から293号のバイパス等につきましては、既に決定済みでありますので、そういうふうな面については余り大きな変化はないのではないのかなと、こんなふうに思います。

確かに議員指摘のように、那珂川町の行革よりは一步おくれているのかな、そんなふうには感じなくはないわけでありまして。特に那珂川町は先ほども質問で答えましたが、合併当時300人でスタートしまして、現在254人でございます。当然新規採用もございまして、既に18年から20年までに退職した職員が63人あります。新規が19年から21年の採用が17人ということですから、新規採用の報酬と定年または勸奨での給与が大幅に違いますので、そういうふうな面で先ほどお話ししましたように、4億円からの経費削減ができていう状況であります。いろいろ子育て環境等につきましても、これから所得制限を採用するというようなことで、いろいろそういうふうな面での厳しさがありますが、財政力指数によっての交付金の決定をするというようなことですので、その辺の詳細についてはまだこれから県の説明が正式にあるかと思っております。現時点では今答弁した範囲が我々が今承知しているところでございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 県への要請のために市町のブロック会議が当町において開かれ、調整をしながら強く申し入れていくというような答弁がありました。よろしくお願い申し上げます。

先ほども申し上げましたが、当地域は2本の国道が交差しているわけですが、県都から1時間というような今構想がございます。インターチェンジからは30分構想がございますが、経済成長期になぜもっと整備できなかったかなというようなちょっと反省も踏まえて、他の地域よりちょっとおくれてしまったなということもつくづく感じております。つくづくつくれと県に言っても、なかなか今の状況では難しいこともありますから、この道路整備については当町のためのみならず、県土発展には欠かせないインフラ整備なんだよということを強く要望していただきたいと思います。茨城県より海なし県でありますので、茨城県鹿島地方大洗埠頭より産業の大きなすごい量のトラックが那珂川町を通過していくということもございます。そういうことも踏まえて、県土発展のためになるんだからということも強く要望していただきたいと思います。

次に、大きな2番の再質問に入らせていただきます。

環境教育ということで、学校教育、子供たちの教育に対して教育長から本当に子供たちに幅広い観点から教育がなされているんだなということをつくづく感じさせられました。何しろ子供たちを中心に家庭にその事業が開かれれば、その事業は成功するということが幾つかの事例を見ても、これは感じられます。学校教育、幼稚園の教育、特にそういうことも踏まえて、なお一層その効果が得られるようよろしくお願いを申し上げます。本当にいろいろな事業がなされているということで安心をしたわけでございます。

次に、地域住民、事業者、行政で構成する組織づくりを行い、ごみの減量化に向けたごみ分別運動など多くの町民が参加できるような環境に関する行動目標を設定して、町が一体となって取り組んでいくという答弁でございました。今日の環境問題、特にCO<sub>2</sub>排出問題を見ましても、我々が生活する日常に起因したものの割合が非常に高い。半分ぐらいに高いウェートを占めているという結果も出てございます。

また、那珂川町のごみの排出を見ましても、ここ10年間で29%ふえていると。平成19年度では町民、年間1人から285キロのごみが出ております。ごみの減量化だけを見ましても、町民一人一人が環境に配慮した行動を実践していくことがいかに大切であるか、このような

1点を見ましても、町内、家庭、地域事業者一体となった組織づくりが非常に有意義だと感じられます。

そういうことを考えてみましても、この組織の計画というのはすばらしい計画であると思います。一日も早い組織の立ち上げをしていってもらいたいと思いますが、その組織の立ち上げとか基本計画の町民に対しての周知徹底ということで、6月28日から8月10日まで19会場において座談会を開いていくという今答弁がございましたが、座談会により多くの人に本当に参加していただきたいと思います。なかなか夜の座談会というのは、本当にこっちの気持ちなかなか伝わらないで、集まってくれないというのが現状でございます。大事な合併のときもそうでありました。ですから、私どもの責任もありますが、町、行政区長さんを含めた全体の取り組みで、多くのやっぱり町民の皆さんに各19会場に集まっていただいて、周知徹底を図れば、この組織づくりやその後の推進にも大いに役立つと思いますので、それらについて担当課長の意気込みもまた聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） この座談会についてなんですが、実際今までいろいろな座談会を催してきました。実際のところ、出席者というのは予定までは全然達していない状況の座談会が多かったと思います。それも踏まえまして、今回、行政区の区長さんの方にお願いに上がり、全戸にそのお知らせ文を通常10日に広報が配布されますので、それと同じくお願いに上がったところでございます。その中で、座談会の内容といたしましては、ごみの減量化と生活排水の普及と基本計画の概要ということでございます。区長さんだけでお願いしても、やっぱり負担が重くなりますので、主だった団体の方にも例えば婦人会とかドライバークラブとか、その主だった団体の代表の方にもお願いして、できるだけ出席されるように要請をお願いするようにしております。ただ、そのお知らせの中で、これから配られると思いますが、お知らせの中に一応参加者には水切りマットと下水道の汚泥でつくった肥料、この小さいものなんですが、それをご提供しますと、差し上げますというようなことで、ちょっとお知らせに入れさせていただきましたので、議員の皆様におかれましても、そのお知らせが回ったときには、地域の皆様にぜひ参加していただけるよう、お願いしたいと思います。何とぞご協力をお願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 座談会開催成功への意気込みを聞いたわけでございますが、やはり行

政長さんだけではちょっと負担が重過ぎるということだと思います。やはりたゞいま室長から提案されたように、あらゆる団体に働きをかけまして、やはり女性、ご婦人方が来るということは本当に非常に力強いことでございますし、日常生活のごみの減量化についてもやはりご婦人方が中心になっていることでございますから、ぜひともいろいろな団体に強く働きをかけて、まずは出席していただくということを私どもも踏まえて協力していったらと思うところでございます。

なかなか大人は思うようにいかないというのは、このようなことも考えましても、ですから、先ほどの教育長から答弁がありました子供たちへの教育学習というのが非常に大切なことだなど。子供たちがやると言えば、私ども大人も、お父さんこれはだめだよ、学校でこういうふうに習ってきたよと言われればそういうふうになっていきますので、この座談会等をあわせて、子供たちからも家庭教育にその教育学習が普及していくように、さらに推進をして、学習をさせて、教育をさせていっていただきたいと思います。

それから、町民が参加できる行動目標ということも答弁にございましたが、これはいろいろあるかと思いますが、具体的に現在どのような目標を考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 行動目標なんです、現在今年度行動計画を作成するに当たって、とりあえず町民の皆様が身近にできることということで、ごみの分別と生ごみの水切りの徹底ということを座談会等でもお願いしようと考えております。このごみの処理にかかる経費は、年間約2億円かかっております。資源ごみは広域に搬入してからさらに手で分別している状況にあります。人件費がかさんでいる、また那珂川町のごみは特に水分が多いというようなことを言われているので、水切りをできれば徹底してお願いしたい。そうなれば、ごみのあくまでも減量をするためには重さですから、水分が少なくなれば減量化につながるということでございますので、これはすぐ皆様の家庭の中でできることだと思っております。そういうことによってごみ処理の量の削減を目指したいと思っております。

あと、生活排水処理の普及なんです、これは身近といっても経費がかかるものです。ただ、やはり家庭の雑排水が河川に直接流れるというのは、河川に負荷をかける、自然環境に負荷をかけるということになりますので、そちらのほうもあわせて普及を目指して、重点プロジェクトにも掲げておりますように、現在45%から5年間で10%アップ、55%以上という目標を掲げております。それらのことを皆さんにお願いし、目標として進めたいと考えて

おります。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 環境教育について少しまた改めてお願いを申し上げます。

環境教育の難しさというものは、ほかの教科と違いまして、感性としてわかったとか、知識としてわかったというだけでは本当の環境教育にならないということ。いわば主体的に判断ができること、そして判断をもとに問題解決の能力を持つという行動力までにつなげていなくてはならないということであります。それは先ほど申し上げたように、学校教育だけでは限界があります。そういう点で再度お願いしたいのは、家庭、地域の方、身近なところからぜひ環境教育をしていただきたい、これを重ねて申し上げます。

学校は学校として小学校の低学年では体験を通して感性を磨くことをやっておりますし、中学年では、調べ、理解し、そして計画をするというところまでいきます。それで、高学年、中学生になりましたらば、行動を实践する、そして社会まで働きかけるようにということでやっております、ボランティア活動なども実施しておりますが、ぜひそういう点で一層これから地域の方々のご協力をお願いしたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 室長から行動計画が示されました。やはりこの10年間で29%ふえてしまったというのは、知らず知らずの間に水切りがなされていなかったというようなことから、こんなにふえてしまったのかなというようなことだと思えます。やはり本当に細かいことではあります、それらの徹底をされれば、年間2億円の費用が何%も削減できるということだと思えます。また、生活排水処理の普及を55%以上に持っていくということですが、これは町の下水道事業等もまた合併浄化槽の事業も予算化されておりますので、これはこれ以上に行くものだと確信しておりますが、その排水に流す水だとか牛乳だとか、やはり環境に負荷をかけ過ぎる状態で流したんではまた元も子もないというようなことであると思えます。最終汚泥のところでも微生物が食い切れないというようなこともありますから、それらの教育も地域地域のそれぞれの家庭の皆さんに協力を願うということだと思えます。

それから、先ほど子供子供ということで、子供に頼むということ、責任を学校教育にちょっと押しつけ気味の私の質問であったものですから、教育長から、再度学校教育では限界

があるということで、家庭、地域、ボランティアの皆さんの力をもって、総合的にやっぱり対処していくということが重要なんだということ、やはりそうだと思います。それもつけ加えまして、次の質問の再質問にさせていただきます。

2番目の地球環境保全・温暖化防止に向けて新エネルギーの研究・積極導入が急務と考えるが、バイオマスプラント、太陽光発電等への取り組みについて伺うということで、バイオマス事業については、先ほどの答弁で基礎調査から段階的に進めていくということでした。当町では豊富な森林資源や酪農、和牛など畜産事業も活発で、副産物の再利用は環境対策資源の多面的な活用として大きな意義がございます。国や県の担当部署でも、このバイオマス事業については積極的に研究を行っております。県においては酪農試験場とか畜産試験場で行っております。また、当地域においても、先ほどの前出の議員の質問に対しての答弁で、バイオマスとちぎ那珂川流域協議会というのが発足できたそうでございますから、それらと教育機関、研究機関、綿密に相互協力研究を進めていってほしいと思います。この件についてお伺いをしたいと思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） バイオマスの件ですが、バイオマスの展開方向としては、循環型社会の構築を目指し、家庭から排出される生ごみや家畜ふん尿を用いたバイオマスの生産や、当町のように、森林資源が豊富で、それを活用する木材バイオマスなどが考えられます。また、太陽光発電と組み合わせても考えられるので、事業のどのような展開をすべきか、調査研究をして明らかにしていきたいと思います。先ほどの那珂川の農林振興課長が言われた組織のほうでバイオマスの組織だと伺いましたので、そちらのほうも連携をとりながら研究を進めたいと思います。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） それらの機関相互に綿密に研究を図りながら進めていただきたいと思います。バイオマス事業実践に至っては、町単独で進めることはなかなか難しいと思います。民間企業や農家団体を巻き込んだ組織でないと、いざランニング段階でうまくいかなくなるのではと考えられますので、事業主体などもあわせて研究していってほしいと思いますが、その事業主体等については何か考えがあるのか、ちょっと室長、お願いいたします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。



環境総合推進室長（星 康美君） 事業主体なのですが、当然町単独では進めることができないと考えられます。国・県はもとより、民間を巻き込むというか、いかに連携できるかにかかっていると思います。今回の補正に計上したバイオマス調査研究には技術的なことや資金的なこと以外に、連携するための仕組みづくりも含まれております。そのようなことで研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 研究を進めながら、今室長が言われたような構想で進めていっていただければなと思うところでございます。

次に、太陽光発電でございますが、国の自然エネルギー推進計画の中で、太陽光発電への予算措置によって、太陽光発電のパネルの出荷量、対前年比二十五、六％増ということがマスコミでその実績が出ているようでございます。装置の価格や発電のランニングコストを見ましても、まだまだ従前の発電コストからすると比べものにならないという高いコストをはらんでいます。国民の、人々の地球環境に極めて負荷の少ない自然エネルギー利用への理解が急速に高まってきたということなのかもしれません。そこで太陽光発電を設置するに当たって、国・県に合わせて、町単独の補助というのは考えられるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。これを考えているといえればそれでいいんですが。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 現在、県内におきまして太陽光発電に対します補助制度を設けているのは 8 市 4 町であります。うち国補助金との併用を不可としているのが 1 市 2 町でございます。額につきましては、1 キロ当たりの補助金といたしまして 2 万円から 7 万円、補助金の上限といたしましては、8 万円から 21 万円となっているようでございます。当町におきましては、財政的なこともありますので、現時点においては太陽光発電に対します補助制度の設置は考えておりません。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 国・県でその助成措置があるということでもありますので、できれば町もそれに乗りかかって追加的なということも考えられますが、町の財政状況を考えますと、

国県の施策に従っていかなければならないというようなことなのかなということも理解できません。

そこで、現在建設中の統合保育園には、環境配慮型の最新の太陽光発電装置が取り付けられることになっております。ほかの教育施設にも設置に向けて取り組みを進めていくというご答弁でありましたが、順次ほかの小・中学校にも設置をしていく計画があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） お答えします。

小・中学校への設置についてなんですが、太陽光発電のシステムの経費について20キロワットだと約3,000万円ぐらいかかります。30キロワットだと約4,000万円ぐらいかかるということでございます。ちなみに小川統合保育園については20キロワットでございます。そういうことから財源、補助金の確保等の問題はございます。そしてまた、太陽光発電の設置場所なんですが、地上に置く方法とか校舎の屋上に設置するとか、そうなりますと、校舎の屋上となりますと、耐震の強度、建築基準法とかその他もろもろの条件がついてきます。そういう中で、最終的に総合的に検討をして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 理解をいたしました。

環境教育の面からしましても、ぜひ時間はかかるかもしれませんが、順次計画を図っていただきたいと思います。

次に、（ 3 ）でございますが、前項の太陽光発電については当地域の日射量を有効に P R して、新エネルギー開発を目指す企業や、カーボンニュートラル企業と言うんですが、そういう誘致を積極的に推進してはと考えられますが、ということで、その答弁でバイオマス事業と連動させたほうがより効果的と思うので、あわせて研究をしていくという答弁がございました。それも結構であると思います。

現在、民間企業は、特に大手企業においては、地球環境対策、自然エネルギーの積極導入、それらを実践している N P O などに対して資金援助や施設の設置へのバックアップ等を行っていることをメディアを利用して大々的に P R しております。会社のイメージアップを図っております。町でもそのようなことをよく研究をされまして、施設設置への土地の提供や誘致

しやすい環境づくりが大事であると思います。一流企業を迎えることは、ほかの自治体でも推進しておりますので、競争になると思いますので、あらゆる方策を取り組んではと考えます。

当町ではこのすばらしい自然や環境に恵まれて、環境基本条例や環境基本計画が制定されて、整備もなされております。町民、事業者、行政が一体となった取り組みも早急に実践されるところでありますので、日射量など自然条件にも特に恵まれていることもあわせて広くアピール、PRをできれば、それらの有名な一流企業も迎えられないかなというように思いますので、その方策も有効に使って、町のアピールをしていくことが重要であると思いますが、このことについてお伺いをしたいと思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） ご質問にお答えします。

企業誘致ということでございます。カーボンニュートラル企業なんですが、これについては企業から排出されるCO<sub>2</sub>を太陽光発電や資源の節約、緑化活動などの企業自身の努力により相殺することで、CO<sub>2</sub>排出量をニュートラル、ゼロにするというような企業のことを言っているのかと思います。

そこで、環境基本計画においても企業誘致ということで、環境のまちづくりを目指す当町といたしましても、カーボンニュートラル企業の環境に関する理念としては一致していると思われます。連携が図れることができれば町の振興にもつながるもので、この点もあわせてPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8番（川上要一君） これが実際に誘致できれば、町のイメージアップというのは相当高く宣伝を向こうからしてくれますので、町の活性化に非常につながるとは思いますが、それらもあわせて、あらゆる人脈等も通じまして、町のPRを図って行ってはと思いますので、その方向でもよろしくお願い申し上げます。

最後の（４）でございますが、全町民参画の大運動を展開してはと考えますが、ということでご答弁をいただきました。先ほども申しましたが、今月の23日から8月10日にかけて座談会を開催されるということ、前項で話されました環境のまちづくりの推進、そのための子供たち、児童・生徒、地域住民の皆さん、事業者、行政とで組織を立ち上げていくという

ことでございます。全町民参画の大運動を展開していくことは、町民だれもが実践できる運動でございます。この明確なメッセージ等を徹底した単純な行動の積み重ねによって環境対策が成功していくのだと思います。環境省地球温暖課からの家庭でできる温暖化対策10カ条が町の基本計画の冊子の中にも載っておりましたが、本当にわかりやすい明快な10カ条でございますから、子供たちを中心に大人を巻き込んだ活動を、行動をしていけば、必ず町のこの計画が成功していけるものと思います。これらについて室長、答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 答弁いたします。

10カ条を含めた子供たちにわかりやすいPRということなんですが、まず広報なかがわの毎月の連載の、低炭素社会を目指して家庭でできるエコライフということで、町民への啓発、理解の段階から実践のための行動へ移行するには、継続的な啓発活動が必要と考えております。

また、わかりやすくということで、今年度補正にも計上させていただきましたエコバッグということで、エコバッグを各戸に配布して、ごみ減量化の一翼を担うというようなことで進めております。エコバッグ等にも関心を持ってもらうために、あくまでも町民からのデザインの公募とか地元で例えば製作をお願いするとか、その辺のことを考慮しながら町民が取り組みやすいような、わかりやすいような行動で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） ありがとうございます。

あしたの議案の中にもこの議案が出るわけでございますが、その予算の中で、事業の中でエコバッグやこのエコライフを進めていく活動を推進するということを中心にやっていくということでございます。ごみ減量化も含めて各戸に配布するということでございます。この那珂川町の環境基本計画が子供たちを含めた地域住民、事業者、行政一体となって、環境保全に関する取り組みを総合的、かつ計画的に推進できれば、豊かな自然と文化にはぐくまれた優しさと活力に満ちたまちづくりが推進できるものだと確信をしております。ご答弁ありがとうございました。

以上をもちまして質問を終わります。

議長（小川洋一君） 8 番、川上要一君の質問が終わりました。

### 散会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時55分